

動 向 編

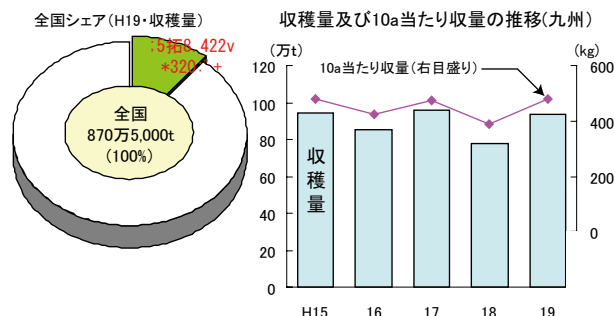
第1章 九州の食料・農業・農村に関する主要指標の動き

1 主な農作物生産の動き

(1) 水稲

19年産水稲は、早期栽培で日照不足や台風第4号の影響により登熟が抑制されたことに加え、普通栽培においても、北部九州を中心に収穫期以降の高温やウンカの被害による影響等を受けたことから、作況指数は95、収穫量は93万6,200トンとなった。

図1-1 水稲収穫量等の動き

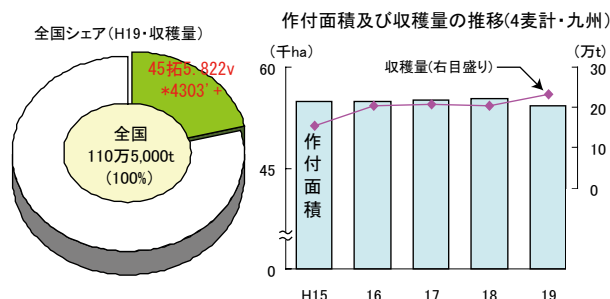


資料：農林水産省「作物統計」

(2) 麦類(4麦)

19年産4麦は、概ね天候に恵まれ生育及び登熟が良好であったことから、収穫量は23万3,600トンで、前年産に比べて3万200トン(前年産対比15%)増加した。

図1-2 麦類(4麦)作付面積等の動き

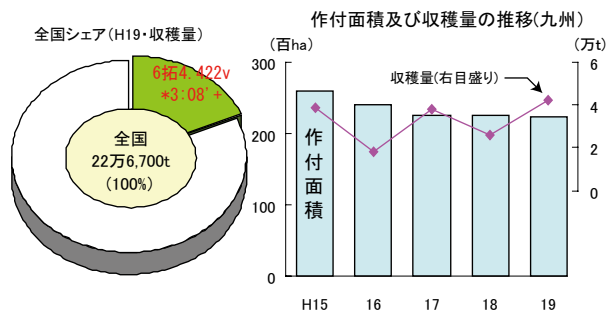


資料：農林水産省「作物統計」

(3) 大豆

19年産大豆は、概ね天候に恵まれ生育が順調であったことから、やや粒は小さかったものの、収穫量は4万2,200トンで、前年産に比べて1万7,200トン(前年産対比69%)増加した。

図1-3 大豆作付面積等の動き



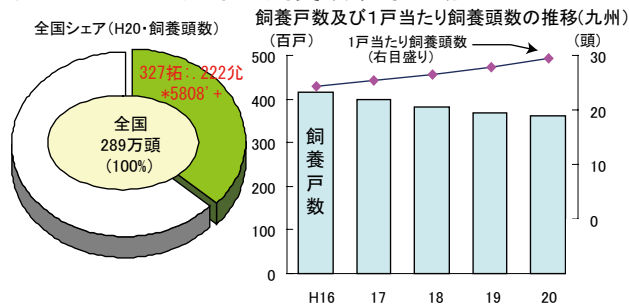
資料：農林水産省「作物統計」

2 主な畜産の飼養頭羽数の動き (20年2月1日現在・概数)

(1) 肉用牛

飼養戸数は減少傾向にあるものの、飼養頭数は105万8,000頭で、前年に比べ2万9,000頭(対前年比2.8%)増加した。

図1-4 肉用牛の飼養頭数等の動き

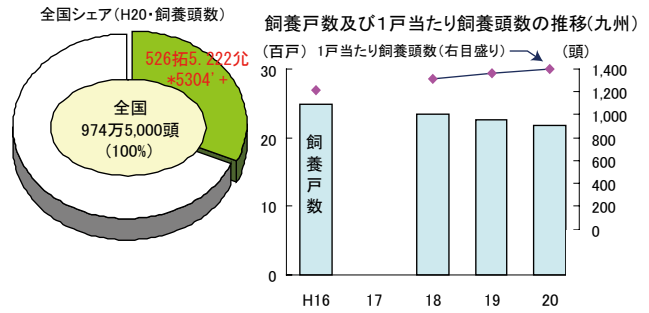


資料：農林水産省「畜産統計」

(2) 豚

飼養戸数は年々減少傾向にあり、飼養頭数も304万3,000頭で、前年に比べ4万1,000頭（対前年比△1.3%）減少した。

図1-5 豚の飼養頭数等の動き



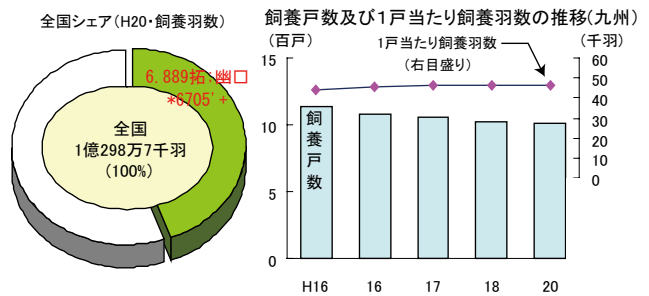
資料：農林水産省「畜産統計」

注：平成17年はセンサス年のため調査を実施していない。

(3) ブロイラー

飼養戸数は年々減少傾向にあり、飼養羽数も4,667万9,000羽で、前年に比べ148万7,000羽（対前年比△3.1%）減少した。

図1-6 ブロイラーの飼養羽数等の動き



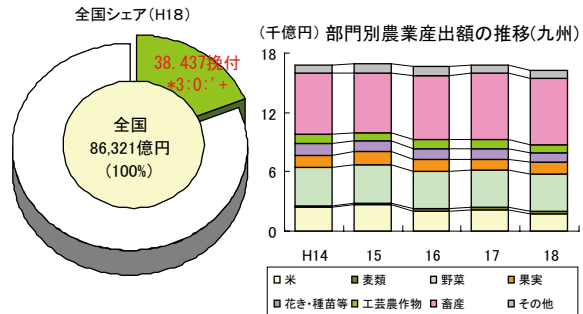
資料：農林水産省「畜産物流通統計」

3 農業産出額の動き

18年の農業産出額は1兆6,215億円、前年に比べ593億円（対前年比△3.5%）減少した。

これは、肉用牛、果実、野菜等は増加したものの、米、工芸農作物等が減少したためである。

図1-7 農業産出額の動き



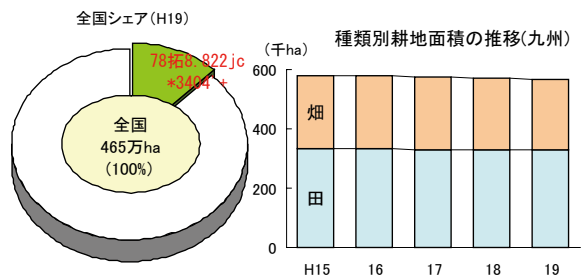
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

4 農地の動き

19年7月15日現在の耕地面積は56万6,600haで、前年に比べ3,400ha（対前年比△0.6%）減少した。

種類別にみると、田が1,500ha、畑が1,900ha、それぞれ減少している。

図1-8 耕地面積の動き

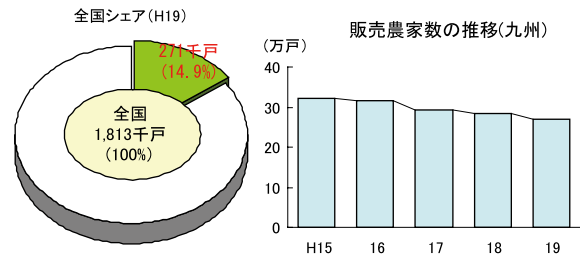


資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

5 農家数の動き

19年2月1日現在の販売農家数は27万1,000戸で、前年に比べ1万4,000戸(対前年比△4.9%)減少した。

図1-9 農家数の動き

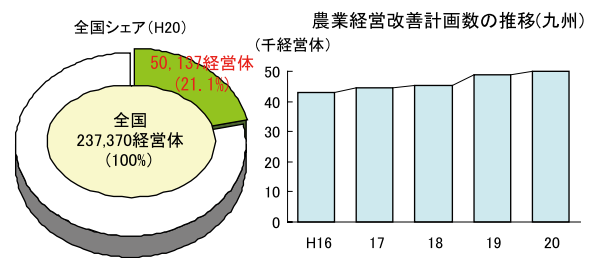


資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

6 認定農業者数の動き

20年3月末現在の農業経営改善計画の認定数は、5万137経営体となり、全国23万7,370経営体の21.1%を占め、ブロック別では全国1位となっている。

図1-10 認定農業者数の動き



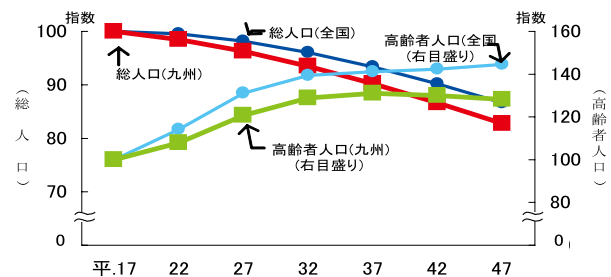
資料：農林水産省経営局調べ(各年3月末現在)

7 農山漁村における高齢化

我が国の人口は、17年を境に減少局面に入っており、今後長期にわたって減少すると予測されている。

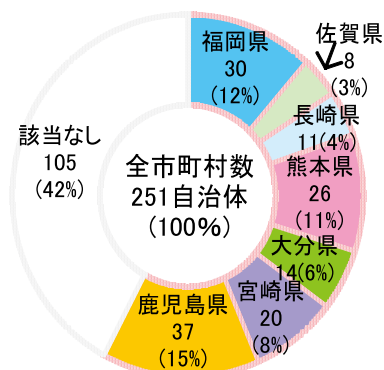
また、国土交通省九州地方整備局による自治体アンケート調査結果(平成20年1月11日実施)によると今後10年以内に集落機能の維持が困難となる集落があると回答した自治体は146自治体(回答市町村数の58.2%)あり、鹿児島県の市町村が一番多い結果となっている。

図1-11 九州の将来人口



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来人口推計」(2007年6月推計)

図1-12 今後10年以内に集落機能の維持が困難な集落がある自治体数(九州)



資料：国土交通省九州地域整備局「自治体アンケート調査結果」(20年2月18日現在)による。

注：誘致はラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

第2章 食料自給率の向上を目指して

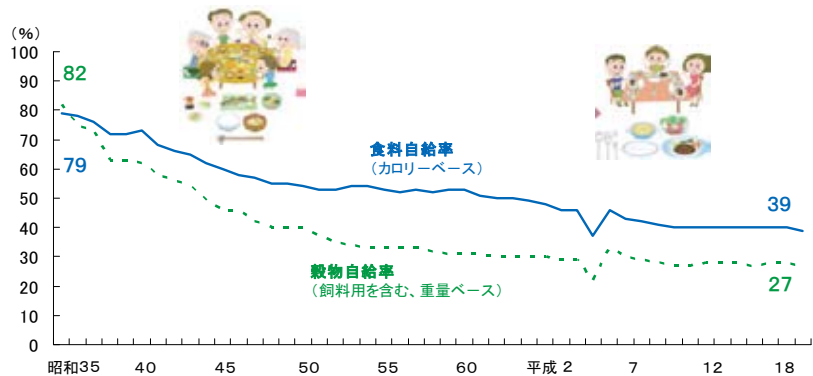
1 地域における食料自給率の取組

(1) 我が国の食料自給率

17年3月に策定された食料・農業・農村基本計画においては、関係者が取り組むべき課題を掲げ、27年度の食料自給率目標（カロリーベース：45%、生産額ベース：76%）が設定されている。カロリーベースの食料自給率は

近年40%と横ばいで推移してきたが、天候不順や米の消費量の減少から、18年度は9年ぶりに低下し、39%となった。

我が国の食料自給率の推移



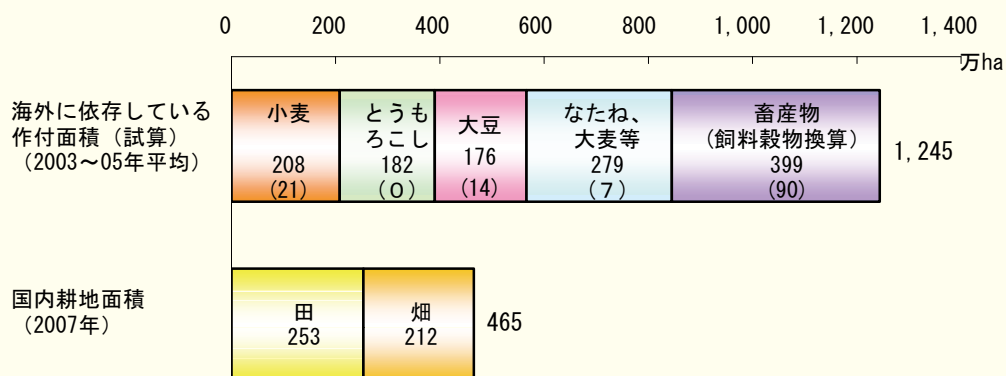
資料：農林水産省「食料需給表」

◇コラム ～主な輸入農産物の生産に必要な作付面積は？～

主な輸入農産物の生産に必要な農地面積は1,245万haと試算され、我が国の耕地面積の2.7倍に相当する農地を海外に依存した形となっています。

このため、不測の事態に備え、平素から農地や農業用水を確保しつつ、農業の担い手の育成・確保、農業技術水準の向上等を図り、食料供給力を強化しておく必要があります。

主な輸入農産物の生産に必要な海外の作付面積



資料：農林水産省「食料需給表」、「耕地及び作付面積統計」、「日本飼養標準」、財務省「貿易統計」、FAO「FAOSTAT」、米国農務省「Year book Feed Grains」、米国国家研究会議（NRC）「NRC飼養標準」を基に農林水産省で作成

- 注：1) 単収は、FAO「FAOSTAT」の2003～05年の各年の我が国の輸入先上位3か国の加重平均を使用。ただし、畜産物の粗飼料の単収は、米国農務省「Year book Feed Grains」の2003～05年の平均
 2) 輸入量は、農林水産省「食料需給表」の2003～05年度の平均
 3) 単収、輸入量ともに、短期的な変動の影響を緩和するため3か年の平均を採用
 4) () 内は我が国の作付面積 (2007年)

(2) 食料自給率向上に向けた地域の取組

食料自給率向上のためには、消費と生産の両面において国民の参加が重要であり、九州の多くの地域で食育や地産地消、国内農産物の消費拡大等地域の特色を活かした取組が行われている。

九州農政局では、国民の食料自給率への関心を高め、自給率向上に向けた取組を広げるため、管内の特色ある取組事例を収集し、広く紹介した事例集を発刊し、管内の消費者団体、生産者団体等に対し、約1千部配付を行った。

○「九州における食料自給率の向上に向けた取組事例集」

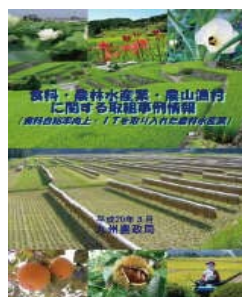
食育や地産地消の取組など49事例を紹介（19年3月発刊）

○「食料・農林水産業・農山漁村に関する取組事例情報」

I Tを取り入れた農林水産業の取組等も含めて46事例を紹介（20年3月発刊）



事例集（19年3月）



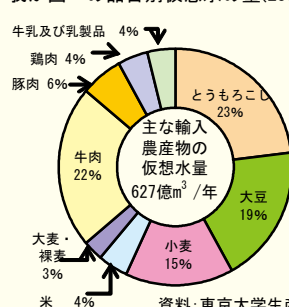
事例集（20年3月）

◇コラム ～バーチャルウォーター～

農産物を輸入するという事は、輸入農産物が海外で生産される際に使用されている水資源も一緒に輸入しているともいえます。このように間接的な形で輸入している水資源を把握する方法として、仮想水（バーチャルウォーター）という考え方があります。これは、ある国が輸入している品目を自国で生産すると仮定した場合に必要な水資源量です。主な輸入農産物（穀物5品目、畜産物4品目）の生産を我が国で行った場合に必要とする仮想水は627億 m^3 （2000年）と試算されており^{※1}、国内の農業用水使用量の552億 m^3 （2004年）^{※2}を上回っています。品目別には、牛肉1kgに20.6トン、豚肉1kgに5.9トン、大豆1kgに2.5トンの水が必要です。

一方、食事メニューごとに見ると、例えば、牛丼（並）やカレーライスに必要な水の7割は輸入されている計算になります。我が国が輸入農産物の多くを依存する米国や中国等で水不足が懸念されており、世界の水資源の問題が私たちの食生活に密接に結び付いていることにもっと目を向ける必要があります。

我が国への品目別仮想水の量(2000年)



食事メニューごとに必要な仮想水の量(1人分)

メニュー	仮想水 (リットル)	輸入仮想水 (%)
牛丼 (並)	1,887 (10.5)	68
カレーライス	1,095 (6.1)	69
オレンジジュース (200ml)	168 (0.9)	89
アイスクリーム	396 (2.2)	79

資料：東京大学生産技術研究所の沖大幹教授等のグループによる試算
注1：仮想水の欄()内は、風呂(180リットル)に換算した場合の杯数
注2：輸入仮想水の割合は、食材に占める輸入割合(自給率は2006年)から算出

※1 東京大学生産技術研究所の沖大幹教授等のグループによる試算。このほか、沖大幹教授等のグループでは、輸出物資を生産するために輸出国で実際に消費された水資源量を取水源別に推計した「ウォーターフットプリント」の試算も行っている。

※2 国土交通省「平成19年版日本の水資源」

2 食育アイランド九州

(食育の推進)

九州農政局管内では、様々な関係者により、地域の特色を活かした多様でユニークな食育の取組が盛んに実践されている。このような食育活動の情報発信及び関係者のネットワークづくりの支援を目的として、18年6月に九州農政局ホームページの「九州の食育のひろば」の中にデータベース「食育アイランド九州」を開設した。



この「食育アイランド九州」は、九州管内における食の安全に関するセミナーや食育イベント等を紹介する「食の安全・食育イベント情報」と、様々な食育に取り組む関係者の食育活動を紹介する「食の体験・食育マップ情報」で構成されている。

また、「食の体験・食育マップ」で紹介している方々を対象に、毎月1回メールマガジン「しまかぜ」を発行し、食育活動の参考となる情報の提供を行っている。

ホームページ

【<http://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/hiroba/island/island.html>】

「食育アイランド九州」の開設以降の「食の安全・食育イベント情報」の掲載件数は、1,383件（3月末累計）、「食の体験・食育マップ」で紹介した団体・個人等は、571件（3月末現在）にのぼっている。

さらに、「食育アイランド九州」の活動の一層の拡大と仲間づくりの場の提供をねらいとして、20年3月、熊本市において、「食育アイランド九州熊本交流会」を開催した。交流会の参加者からは、「食育活動に取り組んでいる方々の異業種間交流ができて良かった」との声や「消費者が農業の現場を知る機会を設けてほしい」、「一人暮らしの人や若い母親へのきめ細かい対応が必要ではないのか」などの意見が出された。



交流会の開催状況

九州農政局では、今後も、地域における食育活動のさらなる広がり支援する活動を行うとともに、「食育アイランド九州」の内容の充実に努めることとしている。

3 九州の豊かな農畜産物の地産地消の推進

九州農政局は、消費者と生産者との「顔が見え、話ができる」関係の構築、生産と消費の関わりや伝統的な食文化等の食や農についての認識を深める機会の提供、地域の農業と関連産業の活性化等の効果が期待される地産地消の取組を積極的に推進している。

(1) 地産地消推進計画の策定

地産地消の推進については、地域における実践的な計画（地産地消推進計画）を策定し、計画に基づく交流活動や地場産農畜産物の普及活動を促進することが重要である。

このため、九州農政局においても各地域における積極的な計画の策定を推進してきたところであり、17年度から19年度末までに県、市町村、農協等により120件の計画が策定された。

この計画には、182市町村（管内の73%）が参画しており、熊本県・宮崎県・鹿児島県では全市町村が参画するなど地産地消の取組が進展している。

(2) 各種イベントにおける地産地消の紹介

九州における地産地消について紹介したパネルや各県別の取組事例、最寄りの直売所、郷土料理のレシピ等を掲載したパンフレットを作成し、「九州地域食育推進フォーラム」（19年11月：福岡市他）、「野菜・果物摂取拡大セミナー」（19年12月：熊本市）、「九州地域都市と農山漁村の共生・対流シンポジウム」（19年11月：福岡市）等の関係する各種イベントで展示・配布を行い、地産地消の普及啓発に努めた。

(3) 地産地消優良活動表彰の取組

19年度の全国地産地消優良活動表彰事業には、管内から8団体の応募があり、佐賀県の「農事組合法人そよかぜ館」が生産局長賞を受賞した。

また、さらなる地産地消の普及推進を目的として、19年度には、九州農政局長賞を創設した。これについては、長崎県の「農産物直売所大瀬戸ふれあい市」、宮崎県の「観音池ポーク出荷組合」、鹿児島県の「始良町有機部会」の3団体が受賞した。

【「農事組合法人そよかぜ館」の概要】

13年に120名の農家で法人を設立し「そよかぜ館」を開業（翌年「道の駅」登録）。現在、県内ではトップクラスの来客数、販売額を誇る直売所へと成長。地域における「地産地消」、「食農教育」、「グリーン・ツーリズム」の拠点として、地元農産物の販売、保育園やホテル等への食材供給、農業体験・交流等幅広い活動を展開している。



「そよかぜ館」の体験交流

4 九州食料産業クラスターの形成

加工・外食向けの農産物需要が今後とも増大することが見込まれるなかで、食品産業によって国産農産物が選択されるよう、農業・食品産業・関連産業その他異業種も含めた連携の構築（食料産業クラスターの形成）を推進し、地域食材を活用した新商品の開発、ブランド化等の取組を支援することとしている。

このため、九州農政局においては、多数の食料産業関係者の総意を得て、九州地域における食品産業と農業の連携を一層強化するための中心的な役割を担う「九州食料産業クラスター連絡協議会」を18年3月に設立しており、20年3月末現在の会員数は152となっている。また、地域食材を活用した新商品の開発、ブランド化等の取組を推進するための拠点として各県ごとにクラスター協議会が設置されている。



セミナー開催の様子

19年度は、連携のためのコーディネーターの育成、連携等の実践的知識の向上、原材料調達の円滑化、地域食品ブランドの理解を深めるため各種「セミナー」を開催（3回）するとともに、地域食材を活用した新商品開発・ブランド化の推進を図るため、九州の地場食材を活用して開発した個性豊かな商品について、マーケティング等の専門

家からアドバイスを受ける「商品改善支援会」を開催し、売れる商品の企画・開発、販売力の強化を図り、食品産業の活性化に努めた。

また、管内各地域のクラスター活動においては、福岡県産富有柿を使用した糖蜜加工製品、宮崎県産野菜と牛乳を使用した野菜ヨーグルトが商品化されている。

さらに、各種食品フェアに出展し、今までにクラスター活動により商品化されたものやそれぞれの取組内容について紹介、クラスター施策のPRに努めた。

今後も、食品産業と農業の連携強化に向け、会員関係企業からのヒアリングや会員に対するアンケート調査を行い、関係者のニーズに沿った事業展開を図っていくこととしている。



各種食品フェアに出展しクラスター施策を紹介

なお、社団法人九州経済連合会においても、高品質・高付加価値な商品の創出を目指して、九州の農産品と食品関連産業のマッチングについて検討が行われているところであり、農政局としても支援していくこととしている。

5 九州における農産物の消費拡大

(1) 米

ご飯を中心とし、バランスのよい日本型食生活のPRや、お米を粉体化の上加工し利用する米粉食品の普及拡大など、食育と一体となった消費拡大に取り組んでいる。

米粉食品の普及拡大については、九州米粉食品普及推進協議会と連携して、7月19日に熊本市においてセミナーを開催し、米粉食品の普及の可能性について情報発信した。このほか、米粉パンや米粉ピザ、米粉菓子や米粉料理の講習会を各地で開催した。



第2部むすびの広場でのデモンストレーション

また、20年1月11日から2月3日にかけて「『おむすびの日』キャンペーン～笑顔をむすぶ おいしいごはん～」と題し、食事バランスガイドの活用やご飯の食べ方のアイデアレシピ提案、味噌汁や漬物を組み合わせた和食の良さについて見直す日としてもらうイベント等を管内各地で行った。この取組は本年で3年目となり、ごはん食の良さや農業について再認識してもらう契機となっている。

(2) 麦・大豆

近年、麦では、需要と生産のミスマッチや産地や年産による品質のばらつき、大豆では、収量の年次変動等により、実需者ニーズに対応した生産に問題が生じている。

このため、産地自らが課題解決のための取組を具体化した「麦・大豆産地強化計画」に基づく産地段階での取組を推進するとともに、麦については、特に供給量が不十分な大麦・裸麦に係るブロック会議の開催やパンフレットを作成・配布するなど、需要に応じた安定生産の推進等に取り組む、大豆については、「九州ブロック大豆300A技術等の新技術の普及推進について（19年3月15日）」に基づき、普及推進大会の開催やパンフレットを作成・配布するなど、安定生産に係る新技術の普及等を推進している。



麦、大豆関係パンフレット

一方、国内産志向から国産麦・大豆に対する消費者の需要は高まっており、各地で地場産大麦を使用した焼酎、小麦を使用したうどん、ソーメン、ラーメン、チャンポン等の麺及びパン等の商品開発・販売や、地場産大豆の豆腐、納

豆等の学校給食への導入等の取組が行われている。

九州農政局においても、土地利用型作物（米・麦・大豆）について、九州各地で行われている地産地消事例、高付加価値化事例等の事例集を作成・配布するなど、国産麦・大豆の消費拡大に向けた取組を実施している。

（３）野菜・果実

国民の1人当たりの野菜及び果実の摂取（消費）量は、若年層を中心に、健康の観点から定められた目標量を大きく下回っている状況にあることから、九州農政局では、19年12月に熊本市において「健康な生活・社会は毎日の食事から」をテーマに、食育・地産地消との連携による野菜・果物の摂取拡大のためのセミナーやパネルディスカッション等を行った。



パネルディスカッションの様子

約220人の一般消費者や栄養士、食品関係業者、行政機関等の参加のもと、野菜・果物の摂取拡大の重要性をアピールするとともに、その内容を冊子に取りまとめ、広く関係者に情報発信した。

また、旬の野菜・果物の消費拡大を促進する観点から、農政局ホームページに九州の豊かな食材として、旬のカレンダー、食材カレンダーを掲載している。

ホームページ【<http://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/syokuzaai/nosan/syokuzaai.html>】

（４）牛乳

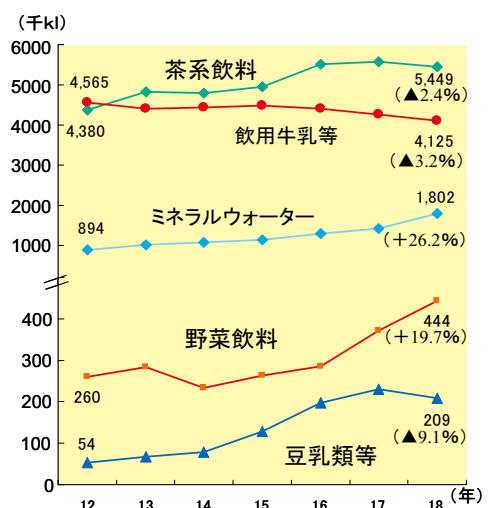
近年の少子化による学校給食用牛乳の供給量減少及びミネラルウォーター、野菜飲料の消費が伸びたことにより、飲用牛乳等の売行きは年々減少している。

九州農政局では、食育への理解を深めるとともに、牛乳乳製品及び食肉の消費拡大を図ることを目的に、19年6月に熊本県酪農女性協議会による「父の日に牛乳(ちち)を贈ろう」キャンペーンによる局長等への牛乳贈呈式にあわせて、「牛乳の成分、有用性の紹介」と題し、パネル展示を行った。



6月のパネル展示

○ 各種飲料の消費動向



資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、(社)全国清涼飲料工業会調べ。
 注1：飲用牛乳等は牛乳、加工乳及び成分調整牛乳をいう
 注2：飲用牛乳等の数値は年度の生産量、他の数値は年次の生産量

また、10月には熊本合同庁舎内において牛乳乳製品の機能性についての「国産畜産物で健やかな毎日を!!」と題し消費者の部屋特別展示を実施し、パネル展示、パンフレット配布等を行った。

◇コラム ～食料の不測時の対応～

凶作や輸入の途絶等の不測の要因により食料需給がひっ迫するような場合にも、最低限度の食料供給を確保していく必要があるため、農林水産省では「不測時の食料安全保障マニュアル」(2003年3月)を策定

事態の深刻度(レベル)に応じた対策の概要

レベル0	レベル1以降の事態に発展するおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> 情報収集・分析・提供 関係者の取組の促進 備蓄の活用と輸入の確保 価格動向等の調査・監視
レベル1	特定の品目の供給が、平時の供給を2割以上下回ると予想される場合 <ul style="list-style-type: none"> 緊急の増産 標準価格の設定など価格の規制 適正な流通の確保
レベル2	1人1日当たり供給熱量が2千kcalを下回ると予想される場合 <ul style="list-style-type: none"> 生産の転換 割当て・配給及び物価規制 農地以外の土地の利用 石油の供給の確保

資料：農林水産省「不測時の食料安全保障マニュアル」

しています。このマニュアルにおいては、事態の深刻度(レベル)に応じて、情報収集・分析・提供、備蓄の活用、価格動向の調査・監視、緊急の増産、熱量効率の高い穀類やいも類への生産の転換、農地以外の土地の利用等の対策を実施することとされています。

我が国は、食料の6割を輸入に頼っていますが、仮に、輸入が完全に途絶する事態に陥ったとき、肉類や野菜から、いも類等の熱量効率の高い作物に生産転換することで、国内生産のみで国民1人1日当たり2,020kcalの熱量供給が可能であると試算されています[※]。この熱量で最低限必要な熱量は確保されますが、食事内容は、現在とかけ離れたものになります。

2,020kcalの食事の例



資料：農林水産省「パンフレット「いざという時のために」～不測時の食料安全保障について～

※ 2015年度における農地の見込み面積(450万ha)等を前提に、熱量効率を最大化した場合の試算(食料・農業・農村基本計画(2005年3月策定))

注 この試算には、作付転換後の生育期間など転換までに要する期間は考慮されておらず、輸入が止まるタイミングや備蓄も含めたその間の食料の供給可能量等について検討したものではない。

第3章 食の安全と消費者の信頼の確保

1 不適正表示に対する対応

19年は、食品表示に対する消費者の信頼を揺るがすような事件が相次いで発生したことから、九州農政局では、食品表示適正化に向けた次の取組を強化し消費者の信頼確保に努めている。

(1) 食品表示・JAS規格に関する普及・啓発

食品表示の適正化を進めるためには、消費者や事業者へ食品表示制度の普及・啓発が重要であるため、関係機関の協力のもと、消費者を対象としたとした「食品表示フォーラム」(19年11月30日、熊本市、250名参加)、流通事業者を対象とした「業者間取引に関するブロック説明会」(19年11月26日、熊本市、230名参加)、「食品品質表示セミナー」(20年2月5日、佐賀市、140名参加)を開催し、食品表示への理解を促進した。

また、地域の関係団体等の要請に応じた説明会の開催や講師派遣など、食品表示に関する正しい知識の提供を行っている。

なお、19年度には366回の説明会等を開催し、延べ2万1,260名の参加があった。

(2) 食品表示に関する監視体制

九州農政局では、日常的に小売店舗を巡回し、生鮮食品を中心とした表示調査を行っている。調査結果を踏まえ、各店舗において、すべての生鮮食品に原産地表示がなされるよう、指導を行っている。

また、消費者の関心が高い食品を選定し科学的分析手法を用いて表示の根拠を確認する特別な調査を、19年度は「平成19年産米穀」等について行った。

その他、「有機農産物」の表示根拠を確認するために、市販品を買上げ、残留農薬分析を活用した調査を行った。

(3) 食品の不適正表示への対応

九州農政局では、「食品表示110番」を開設し、一般消費者・事業者等から食品の表示に関する情報提供を受け付けるとともに、日常の買い物の中で表示の状況を点検している「食品表示ウォッチャー」から不適正な表示の実態について情報収集を行っている(図3-1)(表3-1、図3-2)。

最近の「食品表示110番」への通報は、食品の表示偽装が社会問題化したこ



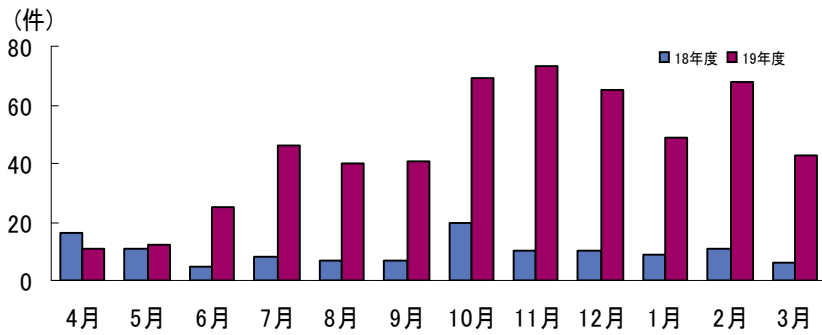
農政局担当官による制度説明(熊本市)



食品表示フォーラムin熊本(熊本市)

とに伴い、内部通報などの疑義情報が大幅に増加している。

図3-1 食品表示110番への疑義情報提供件数(九州)



このため、昨年夏からは新たに「食品表示110番マニュアル」を整備し、県担当部局への迅速な疑義情報回付や定期的な意見交換等、情報の共有化を徹底した。

資料：九州農政局表示・規格課調べ

なお、寄せられた疑義情報をもとに県等と連携し調査を行った結果、不適正表示が確認された場合には厳正な対応を行っている。

19年度にJAS法に基づく措置として、国・県から指示が出されたものは管内では8件で、その内訳は生鮮食品（原産地表示違反等）が2件、加工食品（原料表示、期限表示違反）が6件であった。

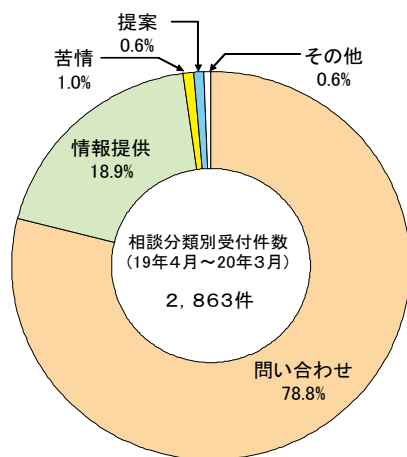
また、有機農産物加工食品でないにもかかわらず、名称に「有機」と付して販売していたため除去・抹消命令が出されたものが1件であった。

その他、業者間取引においてJAS法には違反しないものの、消費者の信頼を損ねる行為を行ったとして厳重注意されたものが生鮮食品で4件あった。

表3-1 品目分類別の食品表示110番受付状況 (九州農政局 平成19年度)

加工食品	1,772件 (61.9%)
食肉加工品	197件 (6.9%)
その他加工品	1,575件 (55.0%)
米麦	363件 (12.7%)
精米	315件 (11.0%)
精米を除く米麦	48件 (1.7%)
生鮮食品	610件 (21.3%)
水産物	196件 (6.9%)
青果	155件 (5.4%)
食肉	211件 (7.4%)
生鮮全般	48件 (1.7%)
その他	118件 (4.1%)
計	2,863件 (100.0%)

図3-2 相談分類別の食品表示110番受付状況



注：数値はラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

2 GAPの普及推進

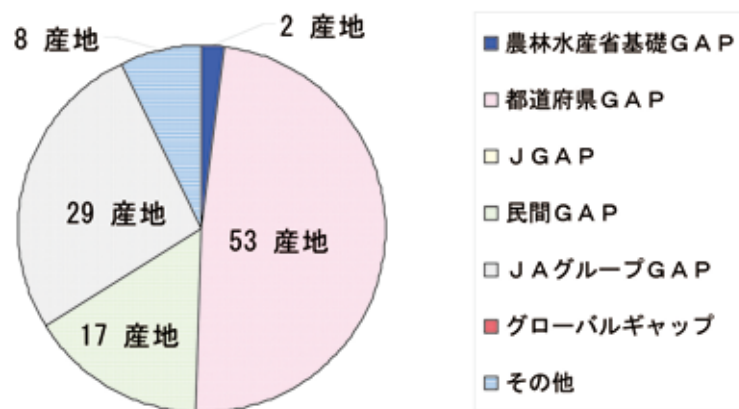
平成19年4月に公表された「21世紀新農政2007」では、23年度までにおおむねすべての主要な産地（2,000産地）について、農産物の安全性の確保、環境保全、品質の向上、労働安全性の確保、農業経営の改善・効率化に資するGAP手法の導入を図ることとされている。

これを受けて九州管内では、すべての主要な産地^{*1}においてGAP手法（農業生産工程管理手法^{*2}）の普及を推進することとした。

なお、19年12月31日現在における管内におけるGAP手法の周知状況は、869産地（花き・林産物を除く）のうち、64%の557産地において説明会の開催及びパンフレット等の配布により周知がなされている（GAP手法の主要な産地の取組状況把握（19年12月31日現在、農林水産省調べ））。

また、管内のGAP手法の導入状況については、109産地において農林水産省が奨める「基礎GAP」や都道府県が策定した「都道府県GAP」等を実践しており、今後、導入を検討している産地（377産地）を含め、502産地でGAP手法の導入に向け推進活動が展開されている。

図3-3 管内において実践されるGAPの種類
(平成19年12月31日現在)



資料：九州農政局調べ

※1 「主要な産地」とは、以下の通知に基づき、産地の競争力強化のための計画等を策定している産地をいう。

- 野菜の産地強化計画の策定について（平成13年11月16日付13生産第6379号生産局長通知）
- 果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付16生産第8112号生産局長通知）
- 麦・大豆産地改革の推進について（平成17年5月31日付17生産第1222号生産局長通知）
- 大規模乾燥調製貯蔵施設の適切な利用体制の整備について（平成17年6月1日付17生産第1263号農産振興課長通知）

※2 GAP手法（農業生産工程管理手法）

GAP手法（Good Agricultural Practice）とは、農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」（プロセスチェック手法）

3 消費者に対する情報提供とニーズの把握

（リスクコミュニケーション、意見交換会）

食品の安全性や品質に対する消費者の関心が高まる中で、食品に対する国民の信頼を確保していくためには、消費者、生産者、食品事業者等の関係者に正確でわかりやすい情報を積極的に提供するとともに、意見交換の場を持つなど関係者の意見を施策に反映するためのリスクコミュニケーション等が重要である。



GAP手法に関する意見交換会(熊本市)

九州農政局では、この一環として、GAP手法について、19年12月13日に、「GAP手法に関する意見交換会」を熊本市で開催し、消費者、生産者、食品事業者等約140名が出席した。このほか、九州農政局では、内閣府食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省の3府省の協力による意見交換会を福岡市で開催（2回）した。

（消費者と生産者、食品事業者との顔の見える関係作り）

消費者の「食」に対する信頼を回復するための取組として、消費者を生産や流通の場に案内して顔の見える関係を作るため「球磨郡湯前町の「食」と「農」に触れる意見交換会」（19年6月10日、参加人数33名）、「一見て、触れて体験！－「田崎総合市場」見学会」（同年12月1日、参加人数106名）、「宇城市小川町の「食」と「農」に触れる意見交換会」（20年2月28日、参加人数38名）を開催した。



「球磨郡湯前町の「食」と「農」に触れる意見交換会」（熊本県湯前町）



－見て、触れて体験！－
「田崎総合市場」（熊本市）



「宇城市小川町の「食」と「農」に触れる意見交換会」（熊本県宇城市）

（食料品消費モニター事業）

農林水産省では、食に関する消費者の意向の把握等を目的として、全国で1,021名（うち九州131名）の消費者に食料品消費モニターを依頼しており、19年度も4回の定期調査を行なった。

また、九州農政局では各県ごとに食料品消費モニターを対象とした研修会を実施したほか、九州地域食料品消費モニター懇談会として、消費者の日々の生活のなかから生じた食品安全行政に対する意見、要望等を把握するための意見交換会（生産者として、野菜生産農家境明美氏、酪農家大藪真裕美氏も参加。）を開催した。

また、モニター懇談会の翌日に開催した「宇城市小川町の「食」と「農」に触れる意見交換会」（前ページ参照）にも13名のモニターが参加し、生産者等と意見交換を行った。



意見交換(平成20年2月熊本市)

（消費者の部屋）

九州農政局では、広く国民の理解に支えられた農林水産行政を展開していくことを目的に「消費者の部屋」を設け、消費者に対し農林水産行政一般、食の安全と消費者の信頼の確保、食生活についての情報提供、普及啓発及び消費者相談を行っており、食をめぐる様々な質問・要望に応えるための消費者相談窓口には、3,847件（20年3月末現在）の相談が寄せられている（表3-2）。

また、各地で行われている様々なイベントの際には「移動消費者の部屋」を開設し、食と農の相談コーナーを設置するとともに、食料自給率の向上、米の消費拡大、食事バランスガイドの普及等のテーマについてパネル展示、パンフレットの配布等により情報提供、普及啓発を行っている。

表3-2

消費者相談件数(20年3月末現在)

内容区分	件数	割合
表示	2,345	61.0%
制度・基準	270	7.0%
生産・流通・消費	173	4.5%
その他	1,059	27.5%
計	3,847	100.0%



くまもと物産フェア
(19.11.3~4 熊本県 益城町)



熊本合同庁舎内渡り廊下での特別展示

（食料品小売価格の動向把握）

価格・需給に大きな影響を及ぼす事象が発生した際の緊急調査として、19年度においては、牛肉等緊急調査（15年8月から継続）を実施した。

また、19年に入ってから原油及び穀物の国際相場の高騰により、主要な加工食品について主力メーカーが製品価格の値上げを公表・実施したことから、20年1月末から加工食品緊急調査を実施した。

（食品による薬物中毒事案に対する対応）

食品による薬物中毒事案が発生し、全国的に被害が拡大することが懸念されたため、20年1月30日に輸入事業者による当該食品の回収について、農政事務所を通じ小売業者へ周知を行なった。

また、翌31日から2月15日にかけて、百貨店・総合スーパー、食料品スーパー等への緊急巡回点検を実施し、本件に関する情報を提供するとともに、自主回収商品等の撤去状況について点検を行った。

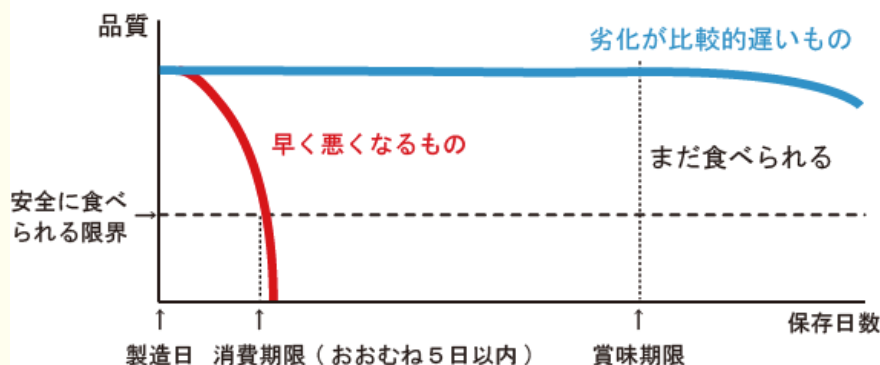
◇ コラム ～「消費期限」と「賞味期限」～

消費期限は、その期限を過ぎたら食べない方がよいものです。これに対し、賞味期限は、おいしく食べることができる期限で、この期限を過ぎても、すぐに食べられないということではありません。

また、これらの期限は、事業者が科学的、合理的根拠をもって設定しています。表示されている期限は、未開封のときの期限です。一度開封した食品は、表示されている期限にかかわらず、早めに食べましょう。期限表示の意味を正しく理解して、食品の保存や調理を適切に行うことにより、無駄な廃棄を少なくすることが大切です。



賞味期限と消費期限のイメージ



資料：農林水産省ホームページを基に、九州農政局で作成。

第4章 望ましい農業構造を目指して

農林水産省では、主たる従事者の年間労働時間や生涯所得が他産業従事者と遜色ない水準の農業経営が、農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指して、担い手の育成・確保、経営安定対策の着実な推進及び農地の有効利用に向けた取組など各般の施策を展開している。

1 担い手の状況

(1) 認定農業者の育成

(九州の農業経営改善計画の認定数はブロック別で全国1位)

平成20年3月末現在の農業経営改善計画の認定数は、5万511経営体（うち農業法人2,447経営体）となり、全国23万9,287経営体（うち農業法人1万2,240経営体）の21.1%を占め、ブロック別では全国1位になっている（図4-1）。

また、県別でみると熊本県が1万1,266経営体（全国第3位）、鹿児島県が8,675経営体（同5位）、宮崎県8,587経営体（同6位）と全国の上位になっている（表4-1）。

図4-1 農業経営改善計画の認定状況構成比（ブロック別）

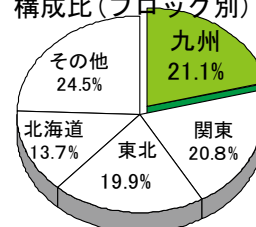


表4-1 農業経営改善計画の認定状況（実数）

		平成20年3月末現在		19年度中に新規に認定を受けた農業経営改善計画	平成19年3月末現在の農業経営改善計画の認定数	平成19年3月末からの増加数		
		基本構想策定市町村数	認定農業者を有する市町村数				農業経営改善計画の認定数	うち農業法人
九州	福岡県	63	62	6,429	270	309	6,369	60
	佐賀県	20	20	4,971	124	356	4,700	271
	長崎県	23	23	5,811	180	631	5,282	529
	熊本県	48	48	11,266	352	487	11,015	251
	大分県	18	17	4,772	360	278	4,765	7
	宮崎県	30	30	8,587	468	495	8,354	233
	鹿児島県	44	44	8,675	693	633	8,229	446
計	246	244	50,511	2,447	3,189	48,714	1,797	
全国	1,709	1,672	239,287	12,240	18,264	228,593	10,694	

資料：農林水産省経営局調べ

注：平成20年3月末現在における農業経営改善計画の認定数は速報値である。

(19年度中に新規認定を受けた農業経営改善計画数は約3千)

19年3月末から20年3月末までの農業経営改善計画の認定数の増加は1,797経営体となり、18年3月末から19年3月末までの増加数（3,459経営体）の約半数の伸びにとどまった。この要因としては、水田経営所得安定対策等新たな経営安定対策の加入申請が一巡したこと等によるためである。

また、新規認定数は3,189経営体となり、野菜価格安定制度の加入推進を積極的に取り組んだ県については、一定程度の増加が見られた。

今後は、県及び地域段階の担い手育成総合支援協議会等が中心となり、農業経営改善計画認定後のフォローアップを適切に実施するとともに、認定農業者の育成・確保に向け各種支援活動を一元的に取り組むことが重要である。

(2) 農業経営の法人化

(農業生産法人は増加傾向)

九州における農業生産法人の数は、20年1月現在1,697法人で、近年増加傾向にある(表4-2)。

組織形態別では、13年3月から認められた株式会社(株式譲渡制限があるもの。特例有限会社を除く。)が170法人(10%)、株式会社(特例有限会社)が1,126法人(66%)、農事組合法人が387法人(23%)で、会社法人形態によるものが全体の7割を占めている。

表4-2 農業生産法人数(平成20年1月現在)(単位:法人)

		計	株式会社 (特例有限会社を除く)	株式会社 (特例有限会社)	農事組合法人	その他
九州	福岡県	187	10	101	76	0
	佐賀県	74	12	53	9	0
	長崎県	114	14	79	20	1
	熊本県	303	28	202	67	6
	大分県	266	26	112	126	2
	宮崎県	281	37	209	33	2
	鹿児島県	472	43	370	56	3
	計	1,697	170	1,126	387	14
	構成比	100%	10%	66%	23%	1%
	(参考) 19年	1,541	81	1,096	354	10
(参考) 全国	20年	10,519	832	6,896	2,694	97
19年	9,466	386	6,817	2,198	65	

資料:農林水産省経営局及び九州農政局調べ(各年1月1日現在)

注:特例有限会社とは、平成18年5月の会社法施行に伴い、既存の有限会社が移行したものである。

(土地利用型の特定農業法人及び特定農業団体が増加)

担い手不足が見込まれる地域で、農用地の利用集積の相手方となる特定農業法人は、20年3月末現在79法人で、前年同期から28法人の増加となっている(表4-3)。

また、特定農業法人がない地域では、農作業受託組織で農業生産法人となる計画を有している特定農業団体が設立されており、20年3月末現在214団体で、前年同期から35団体の増加となっている。

表4-3 特定農業法人・特定農業団体数の推移(単位:法人、団体)

	特定農業法人				特定農業団体		
	19年	20年	特定農業団体を法人化したもの	前年からの増減	19年	20年	前年からの増減
福岡県	14	17	1	3	22	22	0
佐賀県	1	2		1	12	24	12
長崎県	5	6		1	52	62	10
熊本県	0	0		0	1	1	0
大分県	24	44	2	20	84	91	7
宮崎県	4	5		1	0	0	0
鹿児島県	3	5		2	8	14	6
九州	51	79	3	28	179	214	35
全国	558	686	56	128	1,323	1,791	468

資料:農林水産省経営局及び九州農政局調べ(各年3月31日現在)

このような特定農業団体については、農業生産法人の設立に向け支援していくことが重要である。

(3) 就農の動向

(新規就農者の支援)

九州管内の19年度の新規就農者数は、1,218人であり、新規参入者は近年増加傾向にある。県別にみると、鹿児島県の新規就農者が312名と最も多く、次に多い熊本県では224名となっている（表4-4）。

表4-4 県別新規就農者数（平成19年度）

単位：人

県名	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	合計
新規学卒	38	31	89	96	11	55	89	409
Uターン	92	50	24	105	34	86	174	565
新規参入	22	7	38	23	56	49	49	244
合計	152	88	151	224	101	190	312	1,218

資料：九州農政局調べ

注：各県独自で実施しているものを聞き取りしたもので、統一性がないことに留意。

農林水産省では、19年度から農業再チャレンジ支援事業を実施し、団塊の世代や若者等が経験がなくても農業に就けるよう、情報提供・相談段階、体験・研修段階、参入準備段階、定着段階に対応したきめ細かな支援を行っている。

例えば、宮崎県立農業大学校では、農業の知識がない団塊の世代及び他産業に従事していた若者等のうち、県内での就農を希望する者を対象に「みやざき農業実践塾」を実施しており、従来からの体験及び実践コースに加え、19年度から新たに入門コースに取組み、農業を目指す人への研修教育を実施している。

また、熊本県のNPO法人阿蘇エコファーマーズセンターでは、50歳代以上の人を対象に、人生二毛作実現のためのシンポジウムや相談会を開催し、アンケート調査による就農ニーズの把握、農業体験、農業実践研修等を実施している。

(青年農業者の育成)

九州農政局では、20年2月、各県の青年農業者代表と局幹部との懇談会の後、青年農業者の経営能力の向上を目的に「人材養成ゼミナール」を開催した。

経営移譲に関するテーマで青年農業者代表によるディベートを行い、三重大学大学院の内山智裕助教に「青年農業者の農力向上と農業経営の持続的成長」の演題で講演していただき、食料自給率、食育、農地流動化、経営継承、新規就農、人材育成、企業参入等について、活発な意見交換が行われた。

(4) 一般企業等（特定法人）の農業参入の動向

(一般企業等の農業参入は着実に増加)

九州において「農業生産法人以外の法人（一般企業等）に対する農地の貸付けを可能とする農地法の特例措置」（リース特区）及び特定法人貸付事業（17年9月の特区の全国展開）を活用した一般企業等の農業参入は、20年3月1日現在で42法人があり、遊休農地など119.8haの農地を借受け、農業経営を行っている（表4-5）。

内訳をみると、構造改革特区によるものが27法人、特定法人貸付事業16法人となっている（重複法人有り）。県別には、鹿児島県が32法人と最も多く、次いで大分県が4法人、長崎県及び熊本県が各3法人の順となっている。組織形態別には、株式会社が21法人、有限会社が17法人と多くなっている。また、業種別には、建設業が15法人、食品会社が11法人となっている。

表4-5 一般企業等の農業参入の状況

県名	基本構想策 定市町村数	事業実施 市町村数 (予定を含む)	農業参入法人数			借受 面積 ha	組織形態別			業種別		
			計	特区	特定法 人貸付		株式 会社	有限 会社	NPO 等	建設業	食品 会社	その他
福岡	63	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀	20	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎	23	16	3	2	1	4.3	3	—	—	—	1	2
熊本	48	17	3	1	2	3.4	1	1	1	—	—	3
大分	18	7	4	3	1	6.6	2	2	—	—	2	2
宮崎	30	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島	44	26	32	21	12	105.5	15	14	3	15	8	9
九州計	246	118	42	27	16	119.8	21	17	4	15	11	16

資料：九州農政局調べ

注1：事業実施市町村数は、特定法人貸付事業の実施区域等を位置付けた市町村数である。
(平成20年3月31日現在)。

注2：参入法人数は、平成20年3月1日現在である。

【鹿児島県西之表市の取組】

西之表市は、九州本土最南端の佐多岬から南東約40kmの種子島北部に位置し、南北に長く、面積約200平方km、年平均気温が19℃と一年を通して温暖な地域である。

同市が農業参入に取り組むことになった契機は、公共事業の減少で建設業の景気が悪化したこと、農業者の高齢化、後継者不足によって遊休農地の増加が深刻な問題になったこと及び近年の芋焼酎の需要拡大によって原料となるかんしょが不足したことから、良質なかんしょが採れる種子島の同市が注目されたことによる。

現在、参入している企業5社のうち4社はかんしょを作付けており、そのうち、株式会社西田工業では、ばれいしょとかんしょを組み合わせた作付体系で行っており、ばれいしょは大手菓子メーカーと契約栽培し、かんしょは冷凍貯蔵によって島の酒造会社へ供給を行っている。また、株式会社種子島酒造では、安全、安心な原料から良質の焼酎を造るという会社の方針から、自社栽培分と地元産のかんしょを利用して製造している。両社とも地元住民を積極的に雇用するなど、地域における基幹的な企業として重要な役割を担っている。

2 経営安定対策の着実な推進

(1) 米・麦・大豆

(施策の推進状況)

水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）については、19年産の加入申請手続きが平成19年7月2日で終了した。九州における19年産加入申請状況（8月3日公表）は、認定農業者が5,467経営体、集落営農組織が1,353経営体となっており、合計で6,820経営体となった。

作付計画面積を品目別にみると、米作付計画面積では4万7,160ha（19年産米の作付面積19万5,800haの24%を占め、18年産稲作所得基盤確保対策の加入面積の約67%（目標：5割以上）を占めている。）、4麦作付計画面積では5万4,128ha（19年産4麦の作付面積5万4,300haのほぼ100%を占めている。）、大豆作付計画面積では2万559ha（19年産大豆の作付面積2万2,300haの92%を占めている。）となっている。

10月からは、過去の生産実績に基づく交付金（固定払）の交付を開始し、続いて毎年の生産量・品質に基づく交付金（成績払）を交付した。

また、20年産の加入申請手続きは、すでに昨年6月から8月に秋まき麦を作付けされる方の加入手続き（秋期申請）を行っており、3,444経営体が加入申請済みで、20年4月から6月30日の間で米、大豆を作付けされる方を対象に春期加入申請を受付け、これにより20年産に係る加入申請を終了した。

(施策の見直しについて)

品目横断的経営安定対策については、そのねらいや仕組みについて長い間議論を尽くし、平成19年4月から本格実施になったが、対策自体がまだ緒についたばかりということもあり、実際の生産現場では制度に関する普及・浸透が十分でなかったことによる様々な不安や不満の声が聞かれた。

そこで、19年の8月から10月にかけて生産現場の生の声を聞くための、地方キャラバンが全国で実施された。九州の現場では、加入要件の緩和、事務手続の簡素化、交付金の水準の見直しと支払時期等、多数の意見・要望が出された。これらの意見・要望を踏まえ、市町村特認の創設や申請手続きの簡素化等の見直しが行われた。

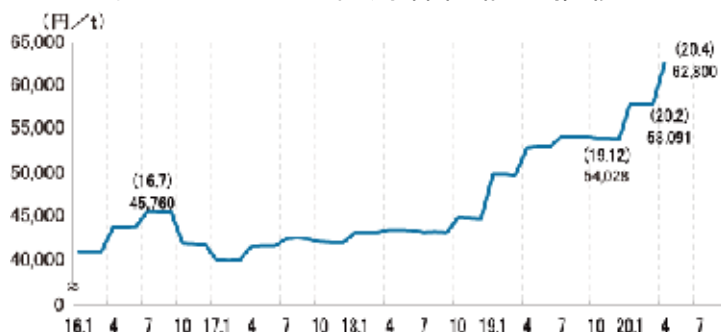
その内容の周知のため、20年1月25日の各県担い手育成総合支援協議会関係者等を対象とした九州ブロック説明会を皮切りに、地域担い手育成総合支援協議会等を対象とした県別説明会、集落営農組織、農業者等を対象とした地域での説明会等を実施するとともに、見直しパンフレットを約60万部配布し浸透の取組を行った。

(2) 畜産

(最近の畜産をめぐる状況)

近年の配合飼料価格高騰により畜産経営が非常に厳しい状況となっており、畜産経営への負担が増えるなか、次の畜産経営安定対策を講じている。

図 4 - 2 配合飼料価格の推移



資料：農林水産省「流通飼料価格等実態調査」

注：20年2月までの数値は実績値、20年3月以降は推計値

(畜産経営安定対策を拡充)

畜産経営安定対策については、生産物価格の変動に対して、経営の安定を図るセーフティネット措置として従来から各種対策を措置しているが、20年度畜産物価格等の決定にあわせ、飼料価格の高騰に対応するための緊急対策として、肥育牛1頭当たりの粗収益が物財費（家族労働費を除く生産費）を下回った場合、補てんする「肥育牛生産者収益低下緊急対策事業」や、肉豚価格差補てん事業において、各県団体が地域保証価格の引上げを行う場合に積み増し原資の一部を地域肉豚生産安定基金から供給する「肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業」を実施することとなった。

表 4 - 6 畜産経営安定対策の概要

	事業名等	内容
配合飼料	配合飼料価格安定制度	配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、①民間（生産者と配合飼料メーカー）の積立による「通常補てん」と、②異常な価格高騰時に通常補てんを補完する「異常補てん」（国と配合飼料メーカーが1/2ずつ積立）の二段階の仕組みにより対応
酪農	加工原料乳生産者補給金制度	飲用向けに比べ安い価格の加工原料乳の生産者に補助金を交付
肉用牛	肉用子牛生産者補給金制度	肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、子牛生産者に生産者補給金を交付
	肉用牛肥育経営安定対策事業	肉用牛肥育経営の安定を図るため、生産者の拠出と国の助成（生産者：国＝1：3）により基金を造成し、県ごとに肥育牛1頭当たりの推定所得が基準家族労働費を下回った場合に、基準家族労働費と四半期平均推定所得の差額の8割を補てん
	肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業	全国平均で肥育牛1頭当たりの粗収益が物財費（家族労働費を除く生産費）を下回った場合、その6割を国が補てん
豚	肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業	県単位で生産者等自らが自主的に実施している肉豚価格差補てん事業について、各県団体が地域保証価格の引上げを行う場合に要する生産者積立金の積み増し原資の一部を地域肉豚生産安定基金から供給
鶏	鶏卵価格安定対策事業	季節的変動をならすため、標準取引価格が補てん基準価格を下回った場合に差額の90%を補てん

なお、事業の詳細な仕組み等については、巻末資料112～113ページを参照。

(3) 野菜

(九州は重要な野菜供給基地)

九州の野菜は、平成18年の農業産出額で全体の22.8%を占めており、畜産(同41.2%)に次ぐ重要な作目となっている。

特に、熊本県のトマト、すいか、宮崎県のきゅうり、ピーマンが全国1位の産出額であり、全国2位、3位の品目も多く、我が国の冬春期における重要な野菜供給産地となっている。

また、全国の野菜指定産地972産地のうち九州では177産地(18.2%)が指定(平成20年2月7日告示現在)されており、全国の主要市場への安定的な供給に重要な役割を果たしている。



トマトの選果ライン(熊本県玉名市)

(新たな経営安定対策の展開)

野菜産地は、担い手の高齢化等に伴う作付面積・生産量の減少、加工・業務用需要を中心とした輸入野菜の増大による国内自給率の低下が課題となっている。

このため、消費者等のニーズに的確に対応した生産を行う担い手の育成・確保と担い手を中心とした安定的な野菜の生産・出荷体制の確立を図るため、①契約取引の推進、②需給調整の的確な実施、③担い手*を中心とした産地への重点支援を推進する新たな経営安定対策を19年度から実施している。

なお、消費者・実需者ニーズに対応した一層の低コスト化、高付加価値化等を通じて、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つための競争力ある生産供給体制の確立等を図ることを目的として、17年度より野菜の新たな構造改革を進めるための計画である「産地強化計画」を策定しており、九州管内における産地強化計画の策定数は、20年3月現在で609(うち指定産地に係る計画は216)となっている。

また、19年度においては、加工・業務用野菜の需要拡大を目標に掲げている産地等を参集し、品目別用途別ガイドラインのブロック説明会や地域課題検討セミナー等の開催を通じ目標達成に向けた推進・指導を行った。

※ ここで言う担い手とは、認定農業者及び認定農業者に準ずる者(各県で認定農業者を目指す者、他の経営安定対策の担い手である者、認定農業者と同等の所得を確保している者)を指す。

(4) 果樹

(九州はみかんを主要品目として各産地特徴のある果実を生産)

九州の果樹の平成18年の農業産出額に占める割合は7.6%となっており、畜産、野菜、米について4番目の農業産出額となっている。また、品目別に見ると、みかんの産出額が九州果実全体の4割以上を占め重要な品目となっている。この他、長崎県はびわ、熊本県は不知火、大分県はカボス、宮崎県はきんかん、鹿児島県はたんかんなどが全国1位の産出額となっており、各県において特色のある果実生産が行われている。

(目指すべき果樹産地の構築に向けて)

しかしながら、近年の価格の低迷や園地整備の遅れ、農業者の高齢化等から、果樹農家数と栽培面積は年々減少傾向にある。

このような状況のなか、今後、果樹農業の継続・発展を図るためには、消費者ニーズの動向を踏まえた果実の生産を推進するとともに、産地において果樹農業に取り組む担い手を含め、産地自らが目指すべき産地の姿を明確にした「果樹産地構造改革計画」（以下「産地計画」という。）を策定し（管内の産地計画策定数は平成20年3月現在で91）、目標の達成に向け取り組んでいるところである。

また、19年度から新たな果樹対策として「果樹経営支援対策事業」を産地計画に基づき実施しており、説明会や九州地域うんしゅうみかん高品質化・安定生産技術確立等会議等の開催を通じ推進・指導を行った。なお、産地においては、

- ① 優良品種・品目への改植、園内道整備、かん水施設の整備等の小規模園地整備による生産基盤の改善
- ② 労働力調整システムの構築、大苗育苗ほの設置等による生産構造の改善が図られているところである。

今後、これら対策の実施により、果実の高品質化、労働力の省力化等、産地における担い手の経営改善が期待される。



園内道整備が進む園地（熊本県玉名市）



優良品種への改植（熊本県宇城市）

(5) さとうきび・でん粉原料用かんしょ

さとうきび・でん粉原料用かんしょは、台風、干ばつ等の自然災害やシラス土壌等の特殊な土壌条件から、代替作物の乏しい鹿児島県南西諸島及び南九州地方における基幹作物であり、その生産が関連産業とともに地域農業及び地域経済上重要な役割を担っている。

一方、生産構造をみると、農家戸数の減少と農業従事者の高齢化の進行により、依然として零細規模の農家が大宗を占めており、安定的な生産体制の確立を図る観点から、これら生産構造の転換が必要となっている。

このようななか、さとうきびにおいては、「さとうきび増産プロジェクト基本方針」に基づき策定された「増産に向けた取組目標及び取組計画（増産計画）」により、生産者、国産糖製造事業者、研究機関、行政等関係者一体となって増産に向けた取組を推進している。

(品目別経営安定対策について)

さとうきび及びでん粉原料用かんしょについては、従来の最低生産者価格制度を廃止し、平成19年度から市場の需給事情を反映した取引価格が形成される制度へ移行するとともに、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金を交付する品目別対策を実施している。

なお、九州管内における19年度品目別対策の交付金の交付対象要件ごとの生産者数及び作付面積は表4-7のとおりであるが、受託組織等が存在せず交付対象要件が満たせなかった地域の生産者については、その実情に配慮し3年間に限って交付対象要件の特例を設けているところである（表中の⑤特例型が該当）。このため、これらの地域においては特例が設定されている期間の終了までに、受託組織等の生産体制の核となる担い手の育成を行う必要がある。

表4-7 さとうきび及びでん粉原料用かんしょの生産者数・作付面積(19年度)

		①認定農業者型	②規模拡大型	③組織参加型	④作業委託型	⑤特例型
		認定農業者、特定農業者団体又はこれと同様の要件を満たす組織	収穫面積の合計が1.0ha(かんしょは0.5ha)以上である生産者(法人含む)、収穫面積の合計が4.5ha(かんしょは3.5ha)以上である協業組織	収穫作業面積の合計が4.5ha(かんしょは3.5ha)である共同利用組織の構成員	①又は②の生産者又は収穫作業面積の合計が4.5ha(かんしょは3.5ha)以上である受託組織・サービス事業体に基幹作業を委託している者	知事の申し出に基づき受託組織等が存在しない地域として指定された地域で、さとうきび(かんしょ)生産農家の2分の1以上が参加して組織される担い手育成組織の参加者
さとうきび	生産者数(人)	823	862	180	4,290	3,159
	作付面積(ha)	2,018	1,685	454	4,051	1,393
でん粉原料用かんしょ	生産者数(人)	858	5,327		415	4,286
	作付面積(ha)	1,393	5,832		84	896

資料：(独)農畜産業振興機構集計値(さとうきびH19.12.19現在、かんしょH19.11.15現在確定)

3 農業資源としての農地の有効利用

(1) 耕地面積と耕地利用率

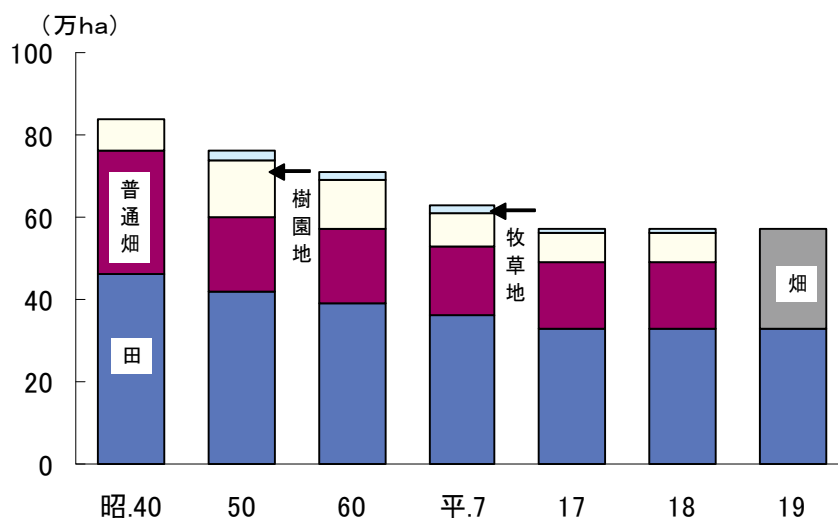
(九州の耕地面積は3,400ha減少)

平成19年7月15日現在の九州の耕地面積(田畑計)は57万haで、耕作放棄地や宅地等への転用などにより、前年に比べ3,400ha(0.6%)減少した。

田畑別にみると、田は32万8,000haで前年に比べ1,500ha(0.5%)、畑は23万8,600haで前年に比べ1,900ha(0.8%)それぞれ減少した(図4-3)。

耕地面積は、昭和30年代後半頃から年々減少し、高度経済成長に伴う工業用地や宅地等への転用により40年代には1年間で1万haを超える減少の年もあったが、近年の減少幅は次第に緩やかになっている。

図4-3 耕地面積の推移(九州)

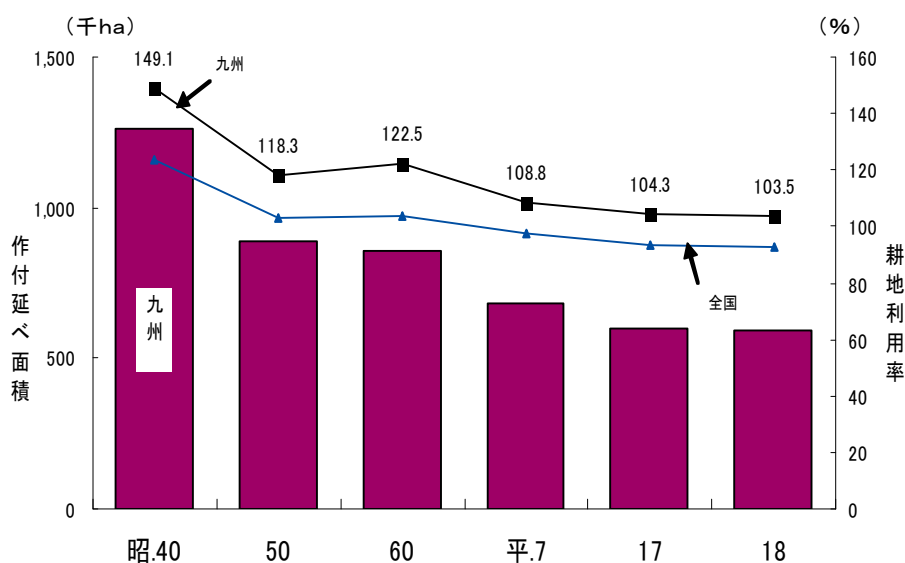


資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
注：平成19年調査より普通畑、樹園地、牧草地は畑で表示

(九州の耕地利用率は前年に比べて0.8ポイント低下)

18年の耕地利用率(九州)は103.5%で、前年に比べて0.8ポイント低下した。これは、飼肥料作物の作付面積が畜産飼養戸数の減少等により減少したことに加え、稲、果樹、野菜の作付面積が減少したためである。耕地利用率の動向をみると昭和40年には149.1%であったが50年には118.3%と大幅に低下し、それ以降は漸減傾向となっている。

図4-4 耕地利用率の推移(九州)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(2) 農地の流動化と面的集積の推進

ア 農地の権利移動面積の推移

(農地の権利移動面積は、大幅に増加)

18年の耕作を目的とした農地の権利移動面積（自作地有償所有権移転面積と農地法の賃借権設定及び農業経営基盤強化法（以下「基盤法」という）の利用権設定面積の合計）は2万4,562haで、農家の「高齢化による経営縮小・農業廃止」等や「相手方（受け手）の要望」等の増加から、前年に比べ7,431ha（43.4%）の大幅な増加となった（表4-8）。

内訳としては、農地法によるものが2,156ha（農地の権利移動面積全体に占める割合は8.8%）、基盤法によるものが2万2,405ha（同91.2%）と基盤法によるものが約9割となっている。

農地の権利移動の種類別には、利用権等の設定によるものが2万1,845haで全体に占める割合が88.9%と高く、農地の権利移動の主体となっている。

表4-8 農地の権利移動面積の推移（九州）

単位:ha

区 分	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
総 数	17,679	16,378	16,121	16,684	16,523	17,131	24,562
うち農地法	2,331	2,222	2,169	2,141	2,040	2,175	2,156
所有権移転 ①	2,020	1,920	1,873	1,859	1,759	1,850	1,757
賃借権設定 ②	311	302	296	282	281	325	399
うち基盤強化法	15,348	14,156	13,952	14,543	14,483	14,956	22,405
所有権移転 ③	946	885	761	923	902	916	959
利用権設定 ④	14,402	13,271	13,191	13,620	13,581	14,040	21,446
(利用権等設定総数)②+④	14,713	13,573	13,487	13,902	13,862	14,365	21,845

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」

注1：所有権移転は自作地有償所有権移転である。

2：利用権設定は基盤法による利用権設定（賃借権の設定、使用貸借による権利の設定及び農業経営の受委託による権利設定・委譲の合計）である。

(担い手への農地利用集積面積は大幅に増加)

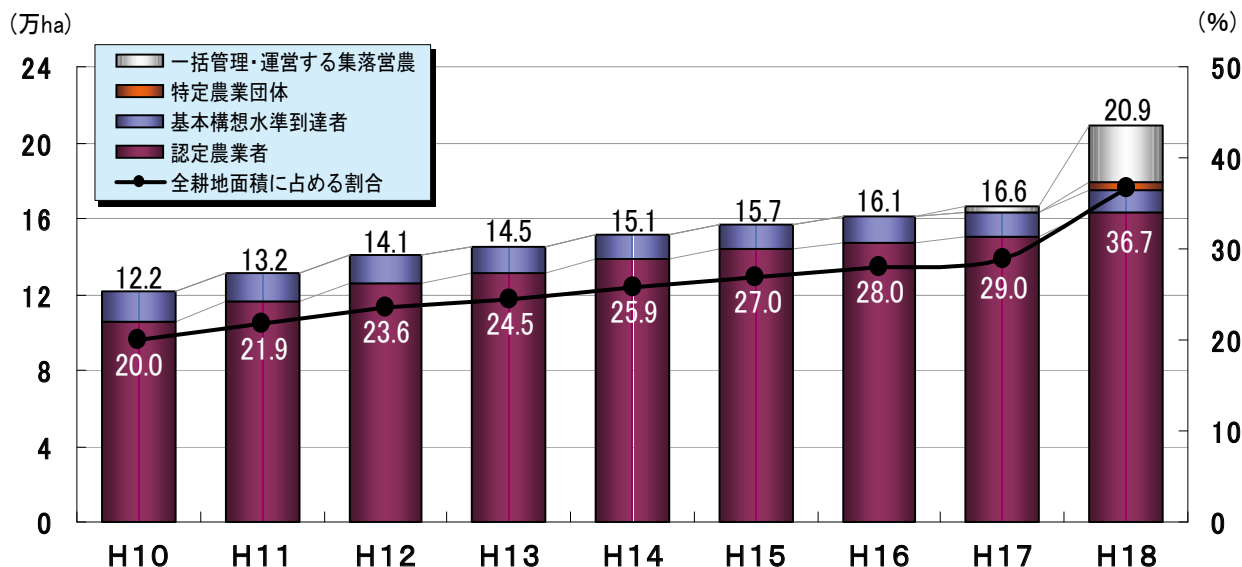
担い手への農地の利用集積面積は、水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の対象となる集落営農組織が増加したことや特定農業団体が数多く設立されたこと等により集積が図られ、18年度末実績は前年比4万2,717ha増（26%）の20万9,031haとなった。また、担い手が経営する農地面積が全耕地面積に占める割合（集積率）は、前年度より7.7ポイント増加し36.7%となった（図4-5）。

また、担い手の農地の「量的拡大」のみならず「質的向上」に向け、担い手

へ面的なまとまりのある形で農地の面的集積を推進することが重要であることから、19年度から各地域で面的集積強化促進事業等を実施している。

今後も、一層の担い手への農地の面的集積を図るために、九州農政局として優良事例をホームページに掲載するなどして、情報の提供を行うこととしている。

図 4 - 5 担い手が経営する農地面積の状況（九州）



資料：「農林水産省経営局構造改善課調べ」及び「集落営農実態調査（平成17年度から）」

注：担い手とは①認定農業者（特定農業法人含む）②市町村基本構想の水準到達者 ③特定農業団体（平成15年度～）④集落内の営農を一括管理・運営している集落営農（平成17年度～）

イ 農地保有合理化事業の実施状況

（売買事業の事業実施率が減少、貸借事業は増加傾向）

農地保有合理化事業（売買等事業）の実施状況は、表 4 - 9 で見られるように、平成19年度の売買事業による買入面積は283haで前年度に比べ21%（75ha）減少し、売渡面積も256haで前年度に比べ25%（84ha）減少した。

一方、貸借事業による借入面積は、県公社が156haで前年度に比べ34%（40ha）増加し、市町村段階の合理化法人（以下「市町村合理化法人」という。）では1,826haで前年度に比べ8%（133ha）増加した（表 4 - 9）。

これは、平成18年度と同様に水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の導入により担い手への利用集積が図られたことによる。

なお、市町村合理化法人の実施体制は平成20年3月末で101法人で前年に比べ7法人増加した（表 4 - 10）。

内訳では農協が69法人、市町村公社が31法人、市町村が1法人となっている

(表4-10)。これら市町村合理化法人がカバーしている市町村は213であり、九州の市町村数251に占めるカバー率は85%となっている。

また、市町村合理化法人のうち活動実績のあるものは74法人となっており、カバーしている市町村は126で市町村カバー率は50%になっている。

今後、担い手への農地利用集積を進めるためには、市町村、農業委員会、土地改良区等が持つ農地の出し手や受け手の情報と市町村合理化法人が持つ情報の共有化を進め、合理化事業の実施地区の拡大や貸借を中心とした事業の推進を図る必要がある。

表4-9 農地保有合理化事業（売買等事業）による売渡等実績の推移

(単位：ha)

法人種別	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
県公社	買入面積	373	363	344	358	283
	売渡面積	498	391	348	340	256
	借入面積	94	167	102	116	156
	貸付面積	94	167	102	116	160
市町村	借入面積	1,272	1,036	1,033	1,693	1,826
合理化法人	貸付面積	1,156	1,463	1,032	1,765	1,642

資料：九州農政局調べ（19年度は暫定値）

注：市町村合理化法人の各年度における借入面積と貸付面積の差は、年度末に借り入れた農地を翌年度当初に貸し付けたものや、未貸付の農地を貸し付けたものである。

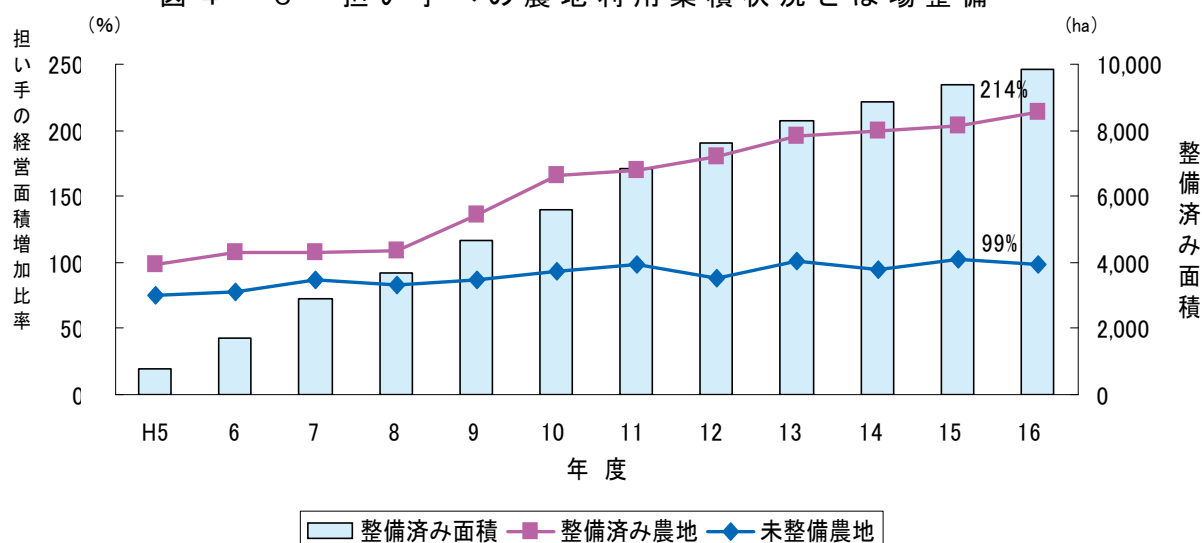
表4-10 市町村合理化法人による農地保有合理化事業の実施体制（20年3月末現在）

県名	区分	合理化法人がカバーしている市町村数	市町村合理化法人数				
			事業実施市町村数	計	農協	市町村公社	市町村
福岡		53	29	(18) 23	(18) 23	(0) 0	(0) 0
佐賀		20	16	(4) 4	(3) 3	(1) 1	(0) 0
長崎		20	8	(9) 11	(2) 4	(6) 7	(1) 0
熊本		47	20	(12) 12	(12) 12	(0) 0	(0) 0
大分		10	10	(15) 15	(5) 5	(10) 10	(0) 0
宮崎		30	19	(15) 15	(13) 13	(2) 2	(0) 0
鹿児島		34	24	(21) 21	(9) 9	(11) 11	(1) 1
計		213	126	(94) 101	(62) 69	(30) 31	(2) 1

資料：九州農政局調べ（括弧書きは19年3月現在）

(3) 農地整備を契機とした担い手への農地利用集積

図4-6 担い手への農地利用集積状況とほ場整備



資料：九州農政局調べ

注1：担い手の経営面積増加比率＝当該年度における担い手の経営面積の総和÷事業実施前の担い手の経営面積の総和

2：整備済み農地の担い手の経営面積増加比率は、ほ場整備地区内における担い手が、ほ場整備地区内で経営する面積により算出する

3：未整備農地の担い手の経営面積増加比率は、ほ場整備地区内における担い手が、ほ場整備地区外で経営する面積により算出する

ほ場整備事業（平成15年度から経営体育成基盤整備事業）は、農地の利用集積、担い手の育成を図ることを目的に進めている。

農業経営の規模拡大を進めるため、意欲ある農業経営者への支援などを定めた農業経営基盤強化促進法が平成5年に制定され、この5年度から16年度までに実施されたほ場整備事業は、約9,850ha（207地区）となっている。

ほ場整備に併せ、担い手への土地利用調整や農地利用集積のための支援等を行っており、ほ場整備事業実施地区における担い手への経営面積増加比率（事業実施前の担い手の経営面積の総和に対する当該年度における担い手の経営面積の総和）は214%（16年度時点）に拡大している。これに対し、同じ担い手の経営農地において、ほ場整備が行われなかった農地の担い手への経営面積増加比率は99%（16年度時点）にとどまっている（図4-6）。

このことは、ほ場整備により、ほ場の大区画化や連担化、水田の汎用化が進み、労働時間の節減といった担い手が規模拡大をするための条件が整ったことが、農地の利用集積に貢献したものと考えられる。

(4) 耕作放棄地の状況と解消に向けた取組

(条件不利地に多い耕作放棄地)

2005年農林業センサスによると、九州における耕作放棄地面積は約6万1,000haとなっており、特に島嶼部や中山間地を多く抱える長崎県、鹿児島県、熊本県での面積が多く、長崎県、大分県については耕作放棄地率が高くなっている。

表4-11 経営耕地面積と耕作放棄地率（平成17年2月1日現在）

単位：ha、%

区 分	経営耕地面積	耕作放棄地 面 積	耕作放 棄 地 率
	①	②	②／(①+②)
全 国	3,608,428	385,791	9.7
九 州	417,744	60,899	12.7
福岡県	72,342	7,030	8.9
佐賀県	48,118	4,458	8.5
長崎県	35,002	13,033	27.1
熊本県	86,066	11,675	11.9
大分県	41,591	8,013	16.2
宮崎県	51,709	4,685	8.3
鹿児島県	82,915	12,004	12.6

資料：農林水産省「2005年農林業センサス」

注：経営耕地面積は総農家、耕作放棄地面積は総農家及び土地持非農家を合わせた数値である

(遊休農地再生活動緊急支援等を6市村で実施)

農林業センサスにより、全国で約38万6,000ha、九州で約6万1,000haの耕作放棄地の存在が明らかとなり、各市町村では、19年度は耕作放棄地の有効活用を促進していくための農振農用地区域における遊休農地解消計画を策定した。20年度からは農振農用地区域外を含む全ての農地を対象に23年度を目途に遊休農地の解消を目指すこととしている。

17年度から、地域における遊休農地の実態や再活用に適した作物の選定・販路確保等の調査、援農ボランティアとともに実施される解消活動支援及び再活用のための土地条件整備に活用されてきた元気な地域づくり交付金（遊休農地再生活動緊急支援）は、19年度から農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に引き継がれ活用されている。19年度には、佐賀県唐津市、長崎県西海市、熊本県山江村、大分県臼杵市、大分県杵築市、鹿児島県南さつま市の6市村が遊休農地の再活用による優良農地を確保し地域の実情を踏まえた多様な主体による農地の活用を促進するため、農山村活性化プロジェクト支援交付金を活用した。

【キノス(柑橘類)、実山椒等の導入による耕作放棄地の解消(佐賀県唐津市)】

耕作放棄地は、過疎化・高齢化の進行、イノシシ被害等により増えてきている。このため、18年度から元気な地域づくり交付金を活用して、産、学、官の協働により、鳥獣害を受け難い農作物として、18年度は、キノス^{*}、実山椒を選定し、19年度には、新規作物としてタラの木等を選定した。19年度までに8集落、32農家の遊休農地にキノス0.7ha、実山椒1.3ha、タラの木0.4haを植栽した。

農業後継者が不足しているため、事業参加者の確保が困難な状況であったが、産(唐津農協)、学(佐賀大学)、官(県、市)が一体となって遊休農地再生活用協議会を立ち上げ、高齢者でも肥培管理が容易で、商品化にも優れている農作物を選定することで、高齢者等の事業参加者の確保に努めた。

本事業は、18年度から20年度までの3か年の継続事業であり、18年度はキノス、実山椒を植栽し、19年度は実山椒、タラの木等の植栽を行った。また、農産物の商品化、販路開拓等を目指し、産学官による協議、農産物の成分分析等も行った。20年度には、引き続きキノス、実山椒等を植栽すると共に、他の作物(高冷地野菜等)の検討及び植栽、また、先進地視察等を行い、成分分析の結果も踏まえながら、植栽したキノス、実山椒等の商品化、販売を計画している。



キノス植栽前



キノス植栽後

^{*}キノス：ユズの雑種とされ、福岡県と佐賀県に分布している。8月から12月頃に収穫され、一般的な用途としては焼き魚など料理にかけて使用することが知られている。

第5章 「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指して

農林水産省では、売れる米づくりを行うことを基本とした、消費者重視・市場重視の考え方に立った需要に即応した「米づくりの本来あるべき姿」を目指して、県、市町村、農業団体等と連携して需給調整対策や関連施策等の改革に取り組んでいる。

九州各県においては、19年産から新たな需給調整システムへ移行したことに伴い、売れる米づくりを基本に、食味・品質の向上、特色ある米づくり、安全・安心な米づくり、低コスト化、担い手の育成等を図ることとしている。

また、産地づくり対策については、北部九州の麦・大豆産地、中・南部の野菜・畜産地帯等、様々な営農形態が存在していることから、地域の実情に即した活用が行われている。

（売れる米づくりに向けた取組）

売れる米づくりを実現するためには、需要動向等に応じた生産数量目標^{※1}の配分を行うことが重要である。20年産米については、九州管内の222の認定方針作成者^{※2}のうち77（約35%）の認定方針作成者において需要動向等の反映のために創意工夫をこらした生産数量目標の配分が行われた（表5-1）。

表5-1 生産数量目標の創意工夫ある配分例（20年3月末現在）

事 例	認定方針作成者数	具 体 的 内 容
担い手・大規模農家への配慮	44	・ビジョンの担い手に上乗せ配分 ・大規模農家へ傾斜配分 ・収入減少影響緩和対策加入者へ傾斜配分 ・土地集積農業者へ傾斜配分 等
中山間地に配慮	8	・中山間地の農業者に作付希望数量を配分 ・中山間地の農業者に傾斜配分 等
作付希望数量に配慮	34	・個人の作付希望数量に配慮 ・集落ごとに作付希望数量を配分し全体の需要量を超える場合は、生産調整率の低い集落を中心に調整 等

注1：複数の手法を組み合わせた事例があるため計が合わない場合がある。

2：上記の他、前年実績を需要量と見て前年実績を基に配分する事例が34ある。

※1 生産数量目標とは、主食用の需要量を基に決定された米の生産数量。

※2 認定方針作成者とは、農協、集荷業者、大規模農業者等のうち生産調整方針を作成し大臣の認定を受けた者。生産数量目標は、認定方針作成者から当該生産調整方針に参加する農業者に対し配分される。

（生産調整の実効性の確保）

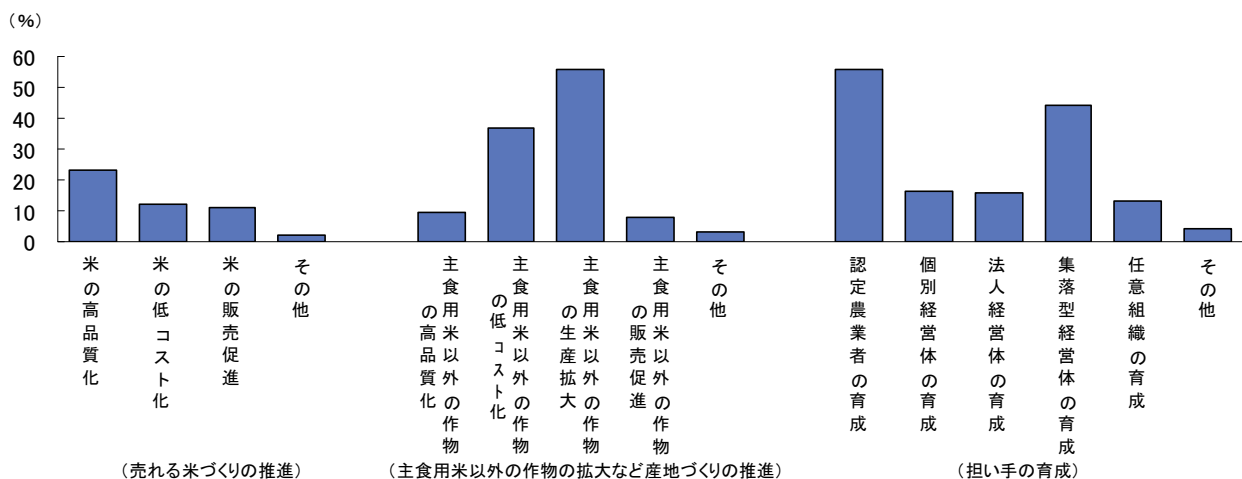
19年産米については、全国の作況指数が99でありながら、価格が大幅に下落したことから19年10月に①政府買入34万トン、②備蓄米の市場放出は当面抑制するとともに全農は10万トンを非主食用へ処理、③20年産の生産調整については全都道府県・全地域で目標を達成できるよう全力をあげることをとする米緊急対策が決定された。さらに20年産以降の生産調整の実効性を確保し、需給の均衡を図るため地域水田農業活性化緊急対策が決定された。これに伴い、九州管内すべての県、農業者団体と意見交換を実施する等、生産調整の実効性確保に努めているところである。

（地域水田農業ビジョンの取組）

産地づくり対策については、19年度から第2ステージがスタートしたことに伴い、九州管内264の地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）のうち248（94％）の地域協議会において地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）の見直しが行われた。

ビジョンの見直しに当たっては、九州農政局において作成したパンフレットを活用し、各県水田農業推進協議会と協力して、指導、助言を行ったところであり、その結果、強化が図られた点は、主食用米以外の作物※（重点作物）の生産拡大（56％）、認定農業者の育成（56％）及び集落型経営体の育成（44％）となっている（図5-1）。

図5-1 平成19年度へ向けたビジョンの見直しで強化を図った点



資料：九州農政局調べ

※ 主食用米以外の作物：麦、大豆、飼料作物、野菜等のほか、非主食用米（稲発酵粗飼料、飼料用米、パン・麺等の原料米等）を含む。

第6章 農山漁村地域の活性化に向けて

1 農山漁村の活性化に向けて

(1) 農山漁村活性化の取組

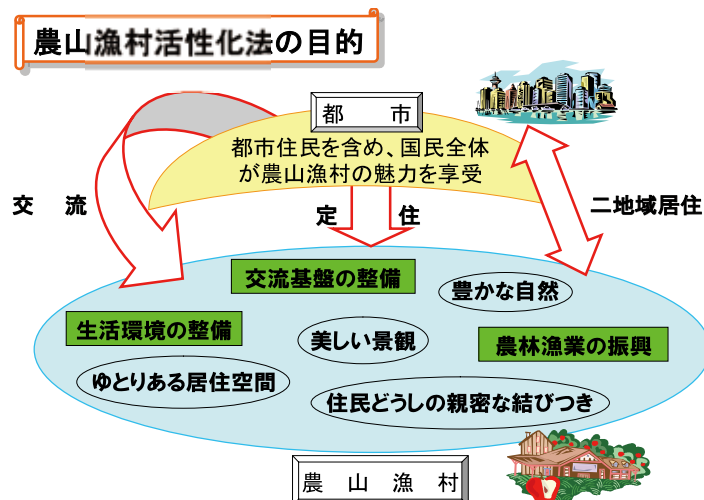
農山漁村については、高齢化や人口の減少が都市部以上に大幅に進行し、また、農業所得をはじめ地域の所得が減少傾向にあるなど、厳しい状況におかれている。さらに、生活環境の整備状況は都市部に比べ、なお低い水準にあり、農山漁村の活力低下が続いているのが現状である。

一方、農山漁村については、心豊かな暮らしと自然、文化、歴史を大切にする良き伝統を代々伝えてきており、国民の価値観が多様化する中で、農山漁村に対する都市住民の関心が高まっていることも事実である。

このようななかで、都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村の同一地域において、中長期、定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つ生活、いわゆる二地域居住を実践する者等、新しい形態で農山漁村と関わりを持つ者も増えはじめている。

こうしたことを踏まえ、農山漁村における定住や二地域居住、農山漁村と都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、平成19年5月に「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」（以下、「農山漁村活性化法」という。）が制定された。この農山漁村活性化法に基づき、県又は市町村が創意工夫し、地域住民の合意形成を基礎として作成する活性化計画（法第5条第1項）による取組を総合的かつ機動的に支援するため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金が創設された。

19年度は、九州管内7県47市町村において30の活性化計画が策定され、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金が交付されている。



（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用した取組事例）

日之影地区活性化計画（宮崎県日之影町）

○豊かな自然を活用した体験交流

平成18年4月に九州で唯一「森林セラピー基地」に認定され、都市住民を積極的に受け入れており、本交付金を活用して、キャンプ村・遊歩道を整備し、魅力的な体験メニューを提供することで、都市との交流をさらに促進します。

また、大手旅行代理店とタイアップした「森林セラピーツアー」を積極的に実施します。



セラピーロード

○伝統芸能を生かした体験交流

廃校となった中学校を本交付金により中・長期的な滞在交流拠点として再整備し、地元の田舎料理や景勝地の散策、自然観察や竹細工体験等を楽しめるようにし、施設の運営や体験指導等は地域の女性や高齢者が対応します。



竹細工体験

山川地区活性化計画（鹿児島県指宿市）

○直売施設による地域活性化

指宿市は、国内唯一の「天然砂むし温泉」、JR本土最南端の駅「西大山駅」、目の前に東シナ海が広がり開聞岳を一望できる「ヘルシーランド露天風呂」等の数多くの観光施設を有し、年間約364万人の観光客が訪れていますが、これまで「港町」をPRする手段・機会に恵まれていませんでした。



天然砂むし温泉

このような中、NHK大河ドラマに指宿ゆかりの「篤姫」が放映され多くの観光客が訪れています。また、平成23年春には九州新幹線鹿児島ルートが鹿児島市まで全線開業する予定であり、なお一層指宿市・山川地区をPRする千載一遇のチャンスです。

そこで、指宿温泉への宿泊者や市内観光施設への周遊者に対し、港町山川ならではの雰囲気を感じてもらおう拠点として、本交付金を活用して直売施設を整備し、鮮魚や野菜等の特産品を販売することで、地域の振興・活性化、漁家・農家の所得向上を目指します。



直売所完成予想図

(2) 都市と農山漁村の共生・対流の取組

ア 農山漁村における定住促進の取組

九州農政局では、19年10月10日に熊本市の国際交流会館において農山漁村への定住促進を考える「九州地域農山漁村活性化シンポジウム」を開催し、行政機関や都市住民等から約130名の参加があった。

「定住対策に取り組むためには」と題した新現役の会古賀直樹代表の講演では、「団塊世代といわれる流れは、2～3年ほどで終わる。既にUIターンしている人の掘り起こし、支援組織を作り地域コーディネーターを育成する等の具体的な戦略が必要である。」との提言がなされた。



農村への定住者を交えたパネルディスカッション

イ 農山漁村と都市との地域間交流促進の取組

九州農政局では、19年11月25日に福岡市のアクロス福岡において、「九州地域都市と農山漁村の共生・対流シンポジウム」を開催し、グリーン・ツーリズムに取り組む実践者や都市住民等から約220名の参加があった。

基調講演では、株式会社アイデアパートナーズ代表取締役の井手修身氏が「①都市と農村の交流を進めるためには、観光客に来て欲しいと見せるのではなく、まずは、地元の人が自分達のムラの何を大事にしていくべきかを分かることから始めることが重要。②泊食分離を地域のエリアの中で出来れば、これがロングステイに繋がる。③ロングステイのニーズのなかで、地域コンシェルジュ（地域の御用聞き）機能及びその存在が最も重要。④農村こそ滞在型ツーリズムを進め、農と観光の融合を図っていただきたい。」と、述べた。



井手氏による基調講演

その後の事例発表では、株式会社グラノ24K代表取締役の小役丸秀一氏が、福岡県岡垣町での地産地消に取り組むなかで、地元食材からグリーン・ツーリズム活動を考え、地産地消を目指したことが交流につながったことを報告した。



グリーンツーリズムと心の旅をテーマにしたパネルディスカッション

ウ 第1回農林漁家民宿おかあさん100選

第1回農林漁家民宿おかあさん100選（第1回認定者20名）に九州から4名が選ばれ、平成20年2月28日に開催された第1回農林漁家民宿おかあさんサミットにおいて認定式が行われた。



左から古谷さん、河津さん
時枝さん、橋本さん

かわづ けいこ

河津慶子さん（熊本県南小国町「農家の宿 さこんうえの 蛙」）

【つかず離れず、そして笑顔でお帰りになられるお姿をおみ送りしたい。】

築120年以上の蔵を改造した宿泊棟と離れを運営。宿泊棟の蔵は、磨き上げられ、昔の素材に調和した敷物や家具が趣味よく配置され、掃除も行き届き、落ち着きとくつろぎの空間がつけられている。

「ここ（集落内）で採れたものしか出さない」ことが主義で、近くの畑で作る取れたての野菜・雑穀・山菜が主体の料理を提供。

はしもと まさえ

橋本正恵さん（大分県佐伯市「民宿 まるに丸」）

【おかまいなしがおもてなし、生きる気力は自然の風と潮と天より授かる。】

民家をそのまま活かした漁家民宿を経営。別荘気分を感じられるように、宿は料理の準備と後かたづけのみを行い、風呂や寝床の準備は宿泊者が行い、豊富な海の幸（魚、ウニ、伊勢エビ）を活かした料理を提供。蒲江地域をキャンパスにした「あまべ渡世大学」の学長として、漁村の体験・学びの場を提供。

ときえだ まさこ

時枝仁子さん（大分県宇佐市「百年乃家ときえだ」）

【15代続く農家を切りもりしながら、農村の生活文化の奥深さを伝えます。】

明治28年建築の母屋と200年前に建てられた米蔵を平成18年に改築し、1日1組限定で受入。田舎の親戚をコンセプトに、家族全員でのもてなしに努め、自家製の野菜をお客様と一緒に収穫し、調理を行う。食材の9割は自家製。宿泊客が無い時、古民家は農家レストラン等として活用。

ふるや まさこ

古谷昌子さん（宮崎県北郷町「農園ぴくにつく」）

【小高い丘の上で、木々やハーブに囲まれ自給自足のおすそ分けをしています。時間を忘れ、ゆっくりすごしていただくことで元気を取り戻すお手伝いをしています。】

お客様の人数や年齢などに応じたきめ細やかなサービスの提供を目指し、1日1組の完全予約制の宿を経営。農業と養豚業を営むことから、食事は自家製の堆肥で栽培された無農薬野菜を使用した料理や、自家製の豚料理が人気。農業・農村体験でも、年代や客層に合ったプランを立てて提供。

2 中山間地域等の活性化に向けて

九州における中山間地域は、総土地面積の6割以上、耕地面積についても約5割を占めており、豊かな自然環境に恵まれ、都市住民に余暇や保養の場を提供している。このゆとりある空間に九州の農家人口の約5割が居住し、農業産出額の約5割が生産される重要な農業地域となっている（表6-1）。

また、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、多面的機能としての大切な働きを有している。

しかし、中山間地域等では、過疎化・高齢化の進行により担い手が不足し、耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が懸念されており、中山間地域の活性化に向けた取組が求められている。

表6-1 中山間地域の概要

区 分	総土地面積 (km ²)	耕地面積 (万ha)	総人口 (万人)	農家人口 (万人)	農業産出額 (億円)
九 州 ①	42,176	57	1,341	115	16,591
うち中山間②	25,826	28	294	55	7,508
②／①(%)	61.2	49.1	21.9	47.8	45.3

資料：総土地面積は、国土交通省国土地理院「平成17年度全国都道府県市町村別面積調査」（平成17年10月1日）。

耕地面積は、農林水産省「耕地及び作付面積統計」（平成17年7月15日現在）。総人口は、総務省「住民基本台帳人口要覧」（平成17年3月31日現在）。農家人口は、農林水産省「2005年農林業センサス（販売農家）」結果。

農業産出額は、農林水産省「生産農業所得」16年結果による。

注：中山間のデータにおいて、農家人口は、平成13年11月時点の地域区分、農業産出額は、平成16年12月31日現在の市町村で集計したものであり、それ以外は、平成18年4月1日現在の市町村で集計したものである。ここでいう中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分」において、中間および山間農業地域を指す。

（中山間地域等直接支払制度を活用した取組等）

農業生産条件が不利な中山間地域等の支援を行い、耕作放棄地の発生を防止すること等を通じた多面的機能の維持を目的として「中山間地域等直接支払制度」が導入されている。

本制度は、中山間地域等における傾斜農用地等を対象としており、19年度の九州における実施市町村は179市町村（全市町村数251、対象市町村数190）である。

また、5年間の活動について集落内で合意形成を図り協定書に位置づける必要があるが、この集落協定等の締結数は5,819協定で、前年に比べて52協定増加し、協定締結に係る面積は8万1,888haと前年に比べて774ha増加している。

本制度により、道・水路等の維持管理の他、機械・農作業の共同化、農産物の加工・販売、都市住民との交流など、地域の活性化に向けて様々な取組が展

開されている。

○中山間地域等直接支払制度による活性化の取組事例

【労働力を補う共同活動の活性化に向けた取組（長崎県長与町馬込一本松）】

本集落は急傾斜農地が多く、農業従事者の高齢化に伴い離農等による遊休農地の増加が懸念されていた。

このため、集落のオペレーターが機械をリースし、管理できないみかんの新植・改植や農地の整備などの生産活動を、高齢者等に代わって実施している。

また、機械（草刈り機、動力噴霧機、取水ポンプ等）を購入して、道・水路の維持管理や農作物への灌水等を行うとともに、農業用水タンクの清掃、配管の点検・修理・交換や農道の拡幅工事などを共同で実施し、集落の活性化を図っている。

今後は、①当該交付金の積立金を活用して集落の核となる集落センターの改修を行う、②主要作物であるみかんのブランドを高めるため、優良品種への更新やマルチ栽培を導入して品質の向上を図る、③現在3名の認定農業者を、今後更に2～3名程度育成することとしている。



農業用水ホースの交換

【高等学校と連携して棚田交流プロジェクト（福岡県東峰村板屋）】

本集落は、18年2月に「板屋集落営農組合」を設立し、担い手不足に応じた取組の強化に努めており、共同作業として水路・農道管理の他に自走式ラジコン動噴による水稻防除、温湯消毒機による種子消毒等を行っている。

また、19年度から普及センター、農協、村の支援のもと、県立高等学校の課題研究の一環として、「棚田交流プロジェクト」を実施している。

このプロジェクトは、全員非農家である学生たちが集落農家の指導を受けながら年間を通じて、田植、田んぼの生き物調査、収穫作業等を行うものであり、農業への理解促進と併せて地域の活性化が図られている。生徒からは「毎日食べている米が、どれだけ手間がかかっているかを学ぶと同時に、農業の厳しさや楽しさを実感しました。」等の声も聞かれた。

今後も学校等教育機関との連携強化や都市住民との交流を進めていくこととしている。



収穫を終えて記念写真

○各種事業を活用した活性化の取組事例

【農林水産物直売・食材供給施設を中心に地域の活性化に向けた取組 (宮崎県延岡市北方地区)】

北方地区では、生産者所得の向上と地域住民の就業の場の確保を目的として、11年、17年に山村振興等農林漁業特別対策事業等で整備した農林水産物直売・食材供給施設を核として地域の活性化に取り組んでいる。

施設では、地域の農産物販売、女性加工グループによる筍寿司等の加工品販売も行っている。

また、売れる農産物・加工品生産から安全・安心を意識する生産、環境保全型の栽培体系に取り組む生産へと出展者の意識の向上が図られている。

今後は、顧客満足度を高めた農産物・加工品を提供し、直売所の個性化と魅力づくりを行い、さらなる農家所得の向上を図り地域の活性化を目指していく。



フェアの様子

【棚田百選の里を弾みに都市との交流に向けた取組 (長崎県長崎市外海地区)】

外海地区は、11年に日本の棚田百選に選定を受けたことをきっかけに都市との交流事業等に取り組んでいる。

取組活動としては、中山間地域等直接支払制度やG T事業（地域連携システム整備事業）等を活用し、体験受入やイベント開催等を実施している。また、小学生の総合学習や中学生の体験型修学旅行が増加してきたことから、棚田での体験を受け入れ、地元住民の意識改革に繋げている。

今後は、地域の自然や文化を広く都市住民に伝え、地域住民の融和、都市住民の相互理解を図っていく。また、20年10月に長崎市と雲仙市が共同開催する「第14回全国棚田サミット」の棚田見学コースに選定されている。



棚田での交流イベント

3 鳥獣被害とその対策

(深刻化する鳥獣被害、被害の中心はイノシシとカラス)

近年、イノシシ、シカ、サル等の生息分布の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加などに伴い、鳥獣による農林水産業等の被害は中山間地域などを中心に全国的に深刻化している。

平成18年度における九州の農作物被害は、被害面積が1万7,000ha(全国の16%)、被害量が3万3,000トン(同8%)、被害金額が37億円(同19%)であり、九州でも被害地域は拡大傾向にある。また、鳥獣類別ではイノシシによる被害が20億円と、毎年鳥獣類被害の約5割を占め、続いて、カラスが7億円となっている(表6-2)。

表6-2 鳥獣類別内訳の状況

単位：億円

区分	鳥類				獣類		
	カラス	ヒヨドリ	ハト	スズメ	イノシシ	シカ	サル
被害金額	7.0	2.0	1.5	1.0	20.0	2.3	1.7
割合(%)	18.9	5.4	4.0	2.7	54.0	6.2	4.5

資料：九州管内各県報告による

(鳥獣被害防止特措法の制定)

このような状況を踏まえ、被害防止施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)」が昨年12月に制定され、20年2月21日に施行された。

この法律は、鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、国が基本指針を策定し、市町村が基本指針に即して被害防止計画を作成するとともに、被害防止計画に基づく被害防止の取組を積極的に推進していくものである。

九州農政局では、法制度を十分に活用した鳥獣被害対策のより一層の推進を図るために九州



九州地区鳥獣害防止対策研修会(鹿児島市)

ブロック及び九州各県で説明会を開催し、市町村などへの周知に努めた。また、19年10月18日に鹿児島市において開催した「九州地区鳥獣害防止対策研修会」では、「地域ぐるみで被害防止対策」をテーマに、九州地区における地域住民の知恵・経験や研究成果に基づく知見等を活かした様々な取組を紹介した。

第7章 農地・水・環境の良好な保全と質的向上を目指して

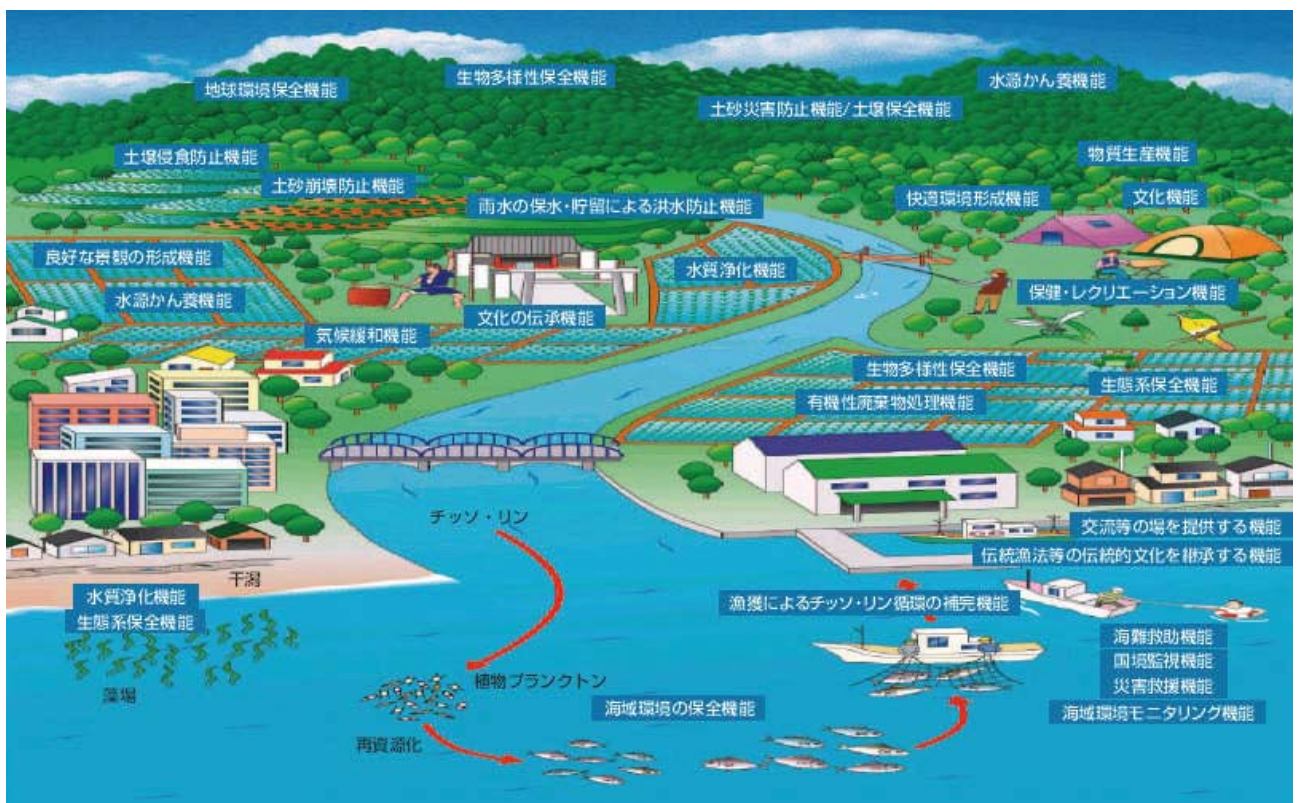
(1) 農業の多面的機能と農村資源

(農業は多面的機能を有する)

農業は、食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じた国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承等様々な役割を有しており、これらの役割による効果は、地域住民をはじめ国民全体が享受し得るものである。

農業は、農山漁村地域のなかで林業や水産業と相互に密接なかかわりを有しており、特に、農林水産業の重要な基盤である農地、森林、海域は、相互に密接にかかわりながら、水や大気、物質の循環に貢献しつつ、様々な多面的機能を発揮している (図7-1)。

図7-1 農業、森林、水産業の多面的機能



資料：日本学術会議答申を踏まえ農林水産省で作成

(2) 農地・農業用水等の保全管理及び営農活動の現状

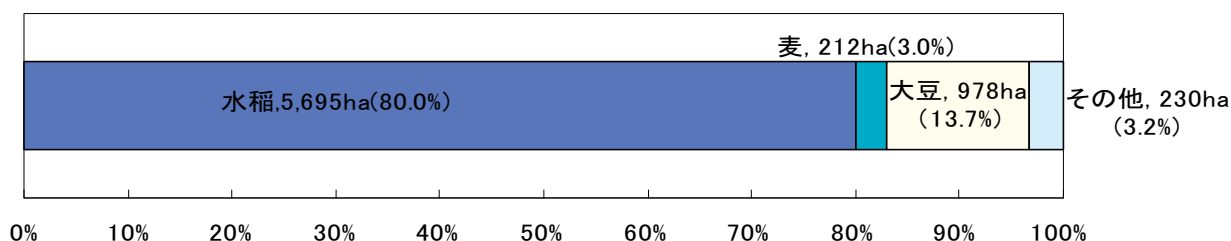
農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる「社会共通資本」である。これら資源の適切な保全管理とともに農村環境の保全等にも貢献する地域共同の取組を促進するため、平成19年度より農地・水・環境保全向上対策を本格的に導入し、活動組織への支援が始められている。

農地・農業用水等の保全管理に関わる活動組織の設立状況は、九州管内215の市町村において3,368地区の取組が行われており（19年度末時点）、対象となる農地面積は16万7,000haとなっている。

また、今後営農の取組においても環境にやさしい農業に転換していくことが課題となっており、平成19年度から、地域でまとまりをもって化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減する先進的な取組への支援も併せて開始した。

この営農活動の取組は、九州管内55の市町村の334区域において取組が行われ（19年度末時点）、対象となる農地面積は7,115haとなっている。なお、対象作目割合では、水稲での取組が多く行われている（図7-2）。

図7-2 先進的営農取組実施割合（7,115ha）



資料：九州農政局調べ

(3) 農地・水・農村環境保全向上活動の取組事例

九州管内の3,368地区の中から、主な活動事例を紹介する。

ア 熊本県南関町・北の辺田地区

道路沿いの耕作放棄地となっている農地において、雑草の草刈り後、耕耘を行い、コスモスを植栽して地域の環境美化に努めている。「きれいな地域づくり」を通じて、地域住民との交流が図られている。



草刈り及び耕耘

イ 長崎県五島市・大宝地区

高齢化が進み排水路等の管理が行えない状況であったが、本事業を通じて、非農家も含めた共同活動に取り組む事ができ、長年実施出来なかった泥上げ等の作業が行われるようになり、環境の向上や地域のまとまりに繋がっている。



全貌がみえるようになっていない排水路が活動後活動前高齢化等で泥上げさ



共同活動により整備された水路

ウ 鹿児島県大口市・平出水地区

伊佐農協水稲部会平出水支部（生産者数43人：全てエコファーマー）が活動主体となり、堆肥や有機質肥料の施用による無化学肥料栽培に取り組んでいるほか、化学合成農薬の5割低減に向けて、温湯種子消毒の導入やほ場周辺の雑草管理による病害虫発生抑制等に共同で取り組んでいる。

また、農業用廃プラスチックの共同回収などを通じて、地域全体での環境負荷低減に向けた取組を展開している。



牛ふん堆肥の施用



温湯種子消毒機の導入

（４）環境保全型農業への取組

農林水産省では、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくりや化学肥料・化学合成農薬の使用低減のための技術を一体的に導入する計画を定め、都道府県知事から認定を受けた「エコファーマー」の支援を行っている。

九州管内のエコファーマー認定件数は、20年3月末には、19年3月末に比べ4,249件（対前期比115%）増加し、3万2,815件となった。

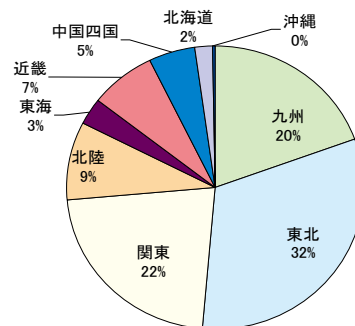
九州の認定件数は、全国の認定件数16万7,995件の20%を占め、東北、関東に次ぐ認定件数となっている（図7-3）。



エコファーマー ロゴマーク

県別の認定件数を見ると、熊本県が9,106件(九州1位、全国4位)、長崎県が5,704件(九州2位、全国12位)、佐賀県が5,159件(九州3位、全国13位)になっている(表7-1)。(参考、全国1位:福島県1万7,915件、全国2位:新潟県、9,906件、全国3位:岩手県、9,515件)

図7-3 ブロック別エコファーマー認定件数割合



資料：農林水産省調べ

表7-1 エコファーマーの認定件数

単位：件、%

	平成20年3月末	平成19年3月末	対前期比
全 国	167,995	127,271	132.0
九 州	32,815	28,566	114.9
福 岡 県	3,369	2,997	112.4
佐 賀 県	5,159	3,483	148.1
長 崎 県	5,704	4,858	117.4
熊 本 県	9,106	8,342	109.2
大 分 県	1,825	1,910	95.5
宮 崎 県	3,126	2,856	109.5
鹿 児 島 県	4,526	4,120	109.9

資料：農林水産省調べ

注：本データは、19年3月31日現在と20年3月31日現在で、管内各県がエコファーマーとして認定したものをとりまとめたものである。

第8章 多様な主体との交流による農業農村整備事業の展開

1 地域内外に対する情報交流

(1) 国際水土里フォーラムin大分

日本をはじめとするアジア・モンスーン地域における田園環境や地域文化は、水田かんがい農業と切り離せない関係にある。モンスーンの季節変化に応じた水田のかんがい活動を通じて、流域の水循環が形成されるのみならず、生物層豊かな水環境や、美しい田園風景、流域社会の歴史や文化が作り出されている。

しかしながら、アジア地域においては、急速な経済発展に伴う都市化や気候変動による異常渇水・洪水の危険の増大等近年、水を巡る状況が変化してきていることから、水と共生するための、農業者を中心とした全ての関係者の協力が求められている。

以上を踏まえ、アジア・モンスーン地域における水と共生する環境や文化の維持向上を目指し、平成19年12月2日、第1回アジア・太平洋水サミットのオープニング・イベントとして「国際水土里フォーラムin大分」を、九州農政局、大分県、水土里ネット大分、大分合同新聞社の主催により開催した。この国際フォーラムには、国内外の有識者、政府関係者、農業団体代表者、一般市民の約250人が参加し、アジアにおける農業と水と環境・文化をめぐる現状と課題について話し合った。出演者は、東京大学山岡准教授、国際自然保護連合ナサン・バデノッホ氏、インドネシア公共事業省ハフィード・A・ガニー氏、水土里ネット大分加藤常務理事、水土里ネット一の宮甲斐事務局長の5名である。

フォーラムでは、稲作文化という共通の背景を持つ同地域の国々における農業・農



日本の田園景観



インドネシアの田植え



—左から加藤傳蔵常務理事、甲斐純一郎事務局長、ハフィード・A・ガニー上席顧問、ナサン・バデノッホ氏、山岡和純客員准教授、南部明弘九州農政局長—

村の持つ多面的機能の価値について議論の重要性や、農業者、地域住民、関係機関が、農業に根ざした多様な環境・文化的な価値を認め合い、連携・協力することの重要性について、フォーラム参加者間の共通認識として認められた。

(2) 田んぼフォーラムin九州

農村地域は、農業生産等により、水田等の農地のほか、水路、ため池等の二次的自然が形作られ、多様な生態系や環境を形成してきた。こうした農業・農村のもつ多面的機能の十全の発揮を図るためには、地域の多様な主体が参加した、地域主導の農村環境の保全や再生活動に取り組んでいく必要がある。特に、将来にわたり農村環境の保全を図るためには、農業者のみならず都市住民を含めた活動が不可欠であり、環境体験学習や環境調査の更なる取組とともに、ネットワーク化が必要とされる。



田んぼフォーラムin九州

以上を踏まえ、各主体における取組事例の報告や、専門家を交えた議論を行う「田んぼフォーラムin九州」を20年3月7日に開催した。

本フォーラムは、九州農政局と社団法人農村環境整備センターの共催であり、行政関係者、農業関係者、学校関係者や一般住民等の約100名が参加した。

フォーラムにおいては、13年から18年までの間、九州を含む全国の水田を主体に行った田んぼの生きもの調査の結果が報告され、日本に生息する淡水魚やカエルのうち希少種を含む約4割が確認されるとともに、北米や中国の外来生物も確認されたことが報告された。

また、田んぼの学校として各小学校で行われた環境教育の取組が紹介され、地域住民との協力により休耕地から田んぼを復活させ、収穫にこぎつけたことなどが発表された。



田んぼの生きもの調査

2 国営土地改良事業地区における営農推進

(1) 営農推進体制と活動状況

九州農政局では、国営土地改良事業の円滑な推進と一体的な営農推進を図るため、「国営土地改良事業地区営農推進対策連絡委員会」を設置し、各事業地区の営農推進組織が行う現地営農推進対策検討会や研修会等の開催支援を行うとともに、国営土地改良事業地区営農推進組織事務局長等会議の開催、九州管内の営農動向等を伝える営農情報誌「みのり21」や全国営農情報誌「ハーベスト」を通じた定期的な情報提供による支援を行っている。

事業地区の営農推進組織は、国営事業（務）所、県出先事務所、農業試験場、農業改良普及センター、市町村、土地改良区、農業協同組合等の関係機関で構成され、振興作物の選定、栽培技術の確立、地力増進対策の実施等の生産対策はもとより、流通販売対策、担い手の育成確保対策や事業との調整等、営農改善のための検討や受益農業者への指導が行われている。

(2) 事業地区の営農推進優良事例

農林水産省農村振興局では、平成4年度から全国土地改良事業団体連合会との共催により土地改良事業地区営農推進優良事例（地区営農推進組織の部及び受益農家集団の部）の表彰を行っている。19年度には、九州管内から、曾於東部地区の「そお鹿児島農業協同組合ピーマン専門部会」（鹿児島県志布志市）が「受益農家集団の部」で農村振興局長賞を受賞した。

【そお鹿児島農業協同組合ピーマン専門部会（構成農家：71戸、栽培面積：16.9ha）】

国営かんがい排水事業「曾於東部地区」は、鹿児島県大隅半島東部の曾於市、志布志市にまたがる畑地帯に位置している。当地区では昭和43年に冬春ピーマンの施設栽培が開始され、その後産地化が図られていたが、昭和53年の第2次オイルショック以降、作付面積が年々減少し、平成2年にはピーク時の3分の1となった。

8年以降、事業で造成された頭首工から先行的に受益地の一部で畑地かんがい用水の利用が開始され、十分なかん水が可能となったことにより、雨水貯留水及び水道水を使用していた以前と比べてかん水労力及びコストが大幅に縮減され、経営規模拡大が実現した。また、専門部会では、各集落に設置した支部毎に開催する現地検討会により、栽培管理及び選果・選別が徹底され、部会員の栽培技術を高位平準化している。さらに、新規就農者の育成を行う農業公社の研修生を部会に受け入れ、生産技術・経営を徹底指導するとともに、就農後も部会員が引き続き指導する体制となっており、就農者の定着に貢献している。18年現在で、販売金額8億4千万円を達成するなど、冬春ピーマンの野菜指定産地として着実に再興を果たし、発展し続けている。



ピーマンの栽培状況



現地検討会の様子

3 主な国営事業の動き（川辺川土地改良事業）

（1）事業目的

本事業は、熊本県の南部に位置する人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、相良村及び山江村に広がる農地に対し、農業用排水施設の整備、農地造成及び区画整理を実施し、農業用水の安定供給と経営規模の拡大等を図り、農業経営の安定と近代化に資することを目的として実施している。

（2）事業の状況

本事業における新たな利水計画については、15年6月から関係6団体による事前協議を開始し、3年2か月の間に78回の事前協議を行うとともに、関係農家を対象に意見交換会を5回、アンケート調査を4回及び現地調査を2回行うなど、関係農家の意向を十分把握しつつ、新利水計画の早期策定に向け取り組んできたところである。

その間、関係農家へのアンケート調査や現地調査の結果を踏まえ、本事業への参加意向の高い区域1,299haを事業実施地域とした「既設導水路活用案」を提示したが、その後相良村が事業不参加を表明するなど、新たな利水計画の方向が定まらない状況が続いた。

19年5月に相良村長の提起により、地域の合意形成に向けて、関係6市町村長会議が開催され、地域の合意形成に一時は期待感も高まったが、5市町村は既設導水路案を推進したが、相良村の理解を得られず、11月に行われた農家説明会は相良村を除く5市町村のみで開催される等、6市町村の合意には至らなかった。

このような状況を踏まえ、農林水産省は20年度予算要求の取り下げを決め、20年度の予算措置が行われなかったところである。



6市町村長会議で地元合意への努力が続けられた

（3）今後の対応

20年度の予算措置が行われなかったことから、19年度に現地の国営事業所を閉鎖し、九州農政局において、関係市町村等との継続的な連絡調整を続けていくこととしている。

第9章 農林水産物の輸出拡大を目指して

1 九州管内の農林水産物等の輸出額の推移

(拡大する農林水産物の輸出)

九州管内から輸出される農林水産物は近年着実に増加しており、平成19年度の輸出額は全体で543億円と全国の13%を占めている。

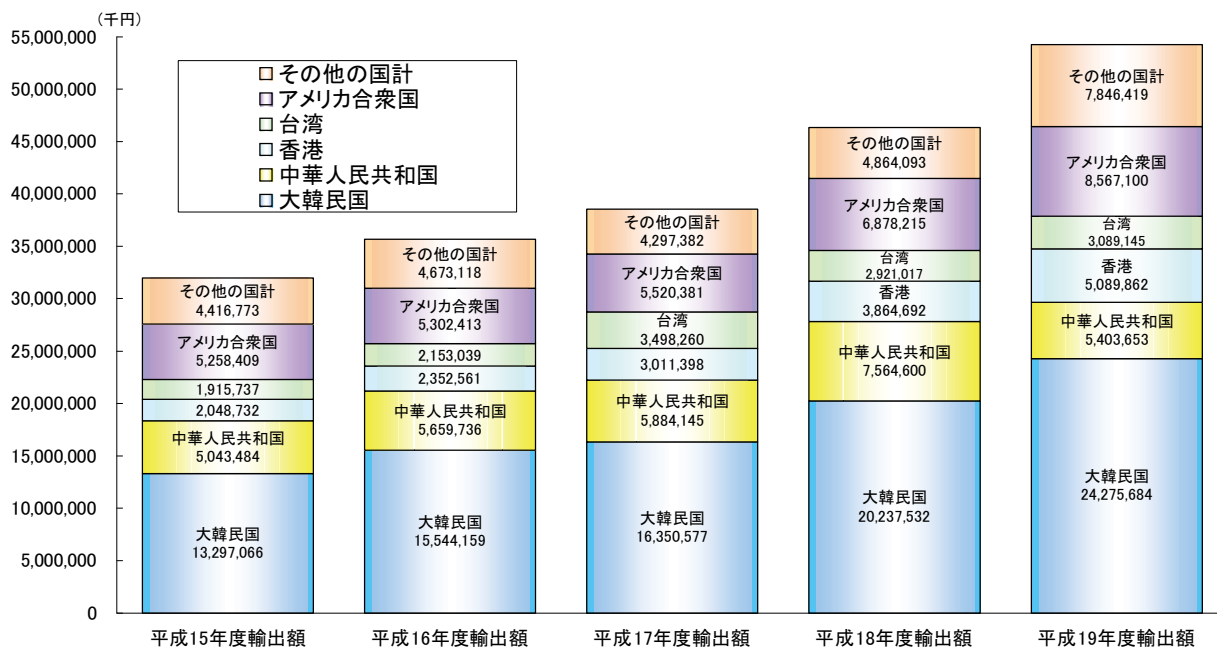
近年輸出が増加している農林水産物の例として、なし、いちごなどの果実、さば、木材等が挙げられ、輸出先としては経済成長が著しい東アジア地域を中心に輸出されている。

また、九州沖縄農業経済推進機構の中国への新たな製品の輸出に向けた条件整備の取組等、産品や輸出先の拡大に向けた動きが見られる。

表9-1 農林水産物・食品の輸出額の伸び

	全国 (輸出金額) (億円)	九州					
		輸出金額 (億円)	シェア (%)	主な輸出品目			
				なし(生鮮) (百万円)	いちご(生鮮) (百万円)	さば(冷蔵・冷凍) (百万円)	木材(針葉樹由来) (百万円)
H15年	2,789	320	11	5	14	177	120
H19年	4,337	543	13	98	86	2,248	505
H19/H15 (%)	156	170	—	1,993	633	1,272	420

図9-1 国別輸出金額の推移 (一部地域を含む)



資料：「貿易統計」

注1：九州は、門司税関、長崎税関の管轄区域からの輸出額（九州7県と山口県下の港等）。

2：アルコール類、たばこ、真珠を除く。

3：品目名称とHSコードのくくりは九州農政局の判断による。

4：さばについては調製品を含まない、木材については針葉樹に由来するHSコードの合計

2 19年度における九州管内の新たな農林水産物等の輸出への取組

－佐賀県農林水産物等輸出促進協議会（ハウスみかんを台湾へ）－

台湾で佐賀県産ハウスみかんをナンバーワンブランドにするため、平成19年度に海外向けブランド名として「佐賀みかん J-PON」を考案し、台湾のトップアイドルを起用したプロモーションを台北市内で実施。知事、JAからつ組合長、唐津市長らによるトップセールを行い、現地の消費者やマスコミ等にアピールした。また、台北市内の高級百貨店を中心に11店舗で試食宣伝活動を行い、認知度向上とブランド化を推進した。



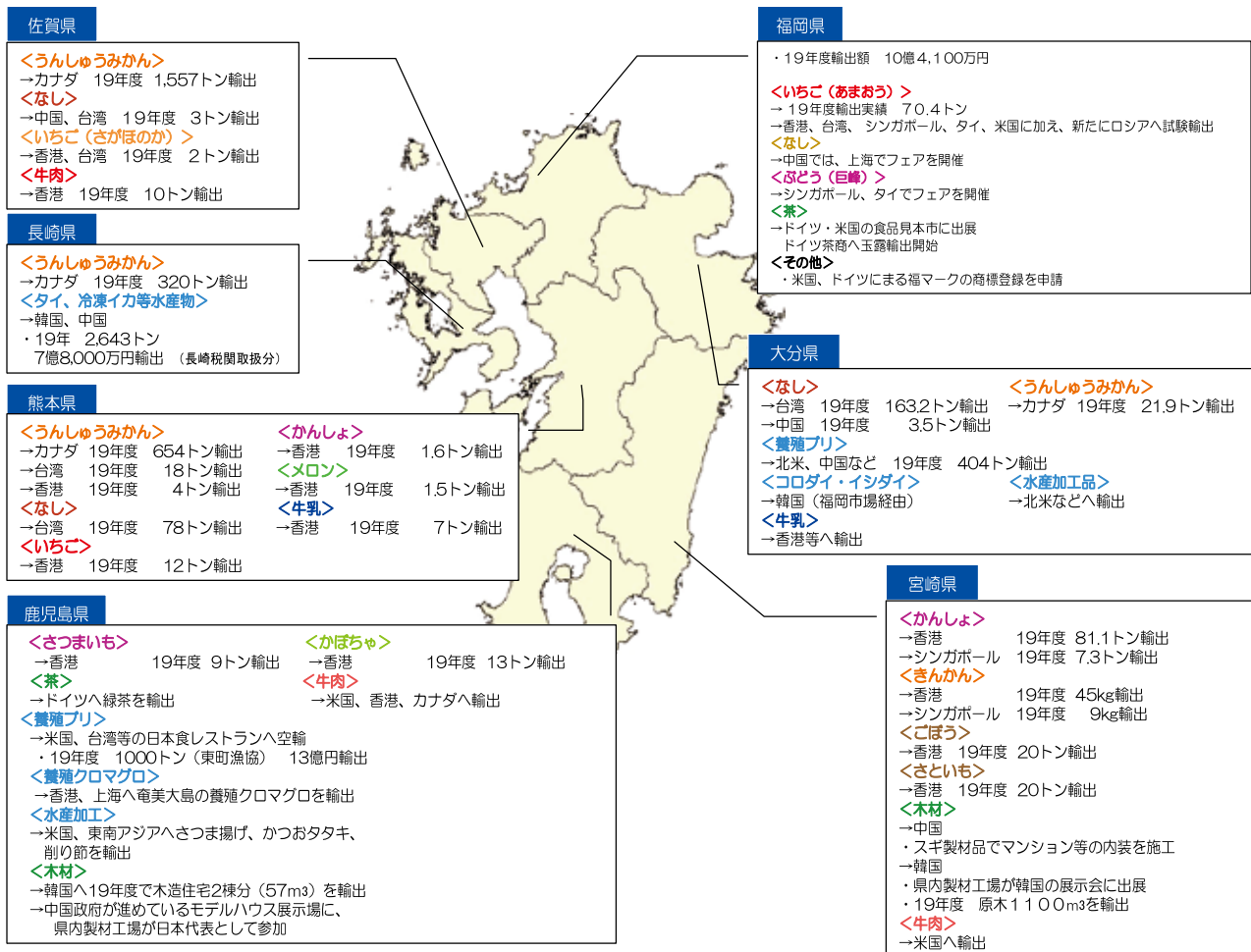
J-PON ロゴマーク



ハウスみかんPRレセプション

佐賀県農林水産物等輸出協議会で独自ブランド名として開発し、「生産量日本一」、「高品質なジャパンブランド」、「ジュシー」、「J-POP」、「音のここちよさ」のコンセプトに「J-PON」とネーミング。

3 九州の主な農林水産物・食品の輸出品目と輸出先



資料：九州農政局調べ

第10章 「バイオマス王国」九州

九州は、家畜排せつ物や焼酎かす等のバイオマス資源が豊富に存在する「バイオマス王国」であり、その有効利用を目指したバイオマスタウン構築の取組等が進展している。

1 バイオマスタウンの構築

(九州管内で18市町村がバイオマスタウン構想を公表)

バイオマスの賦存状況や利用に対する需要等は地域によって様々であることから、バイオマスを持続的に利活用していくためには地域の実情に即したシステムを構築することが必要である。

このためバイオマス・ニッポン総合戦略（事務局：農林水産省）では、市町村が中心となって、地域の関係者の連携のもと、総合的なバイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン」構想の取組拡大を推進しており、九州では、平成20年3月末現在で18市町村の「バイオマスタウン」構想が公表されている（表10-1）。

表10-1 バイオマスタウン構想公表市町村（20.3月末）

市町村	公表年月日	概要
福岡県 大木町	H17.2.10	生ごみ、し尿、浄化槽汚泥からのバイオガス発電と液肥の有機肥料としての利用、廃食用油のBDF化等
大分県 日田市	H17.6.13	豚糞尿、生ごみ、農業集落排水汚泥のガス化発電及び熱利用、木質バイオマス発電等
鹿児島県 南大隅町	H17.7.28	家畜排せつ物、製材工場等残材、一般ごみ等の利用、廃食用油のBDF化等
宮崎県 小林市	H18.2.28	家畜排せつ物、生ごみ、汚泥のたい肥化、家畜排せつ物の電熱利用、木質バイオマスの炭化、廃食用油のBDF化等
熊本県 水俣市	H18.3.31	家畜排せつ物のたい肥化、林地残材や建築廃材等からのストランドボード製造及び木質バイオマスガス化発電等
佐賀県 伊万里市	H18.7.31	家畜排せつ物はたい肥化し農地還元、生ごみのたい肥化及びエネルギー化、下水汚泥は土壌改良材や有機物として農地還元、建設発生材の熱利用、廃食用油のBDF化等
長崎県 西海市 (旧西海市 構想の見直し)	H18.7.31	木質のガス化発電システムを自給エネルギー源として、成分調整ペレット型有機肥料の製造と食品残さの飼料原料化、汚泥等の炭化と燃料化等
宮崎県 門川町	H18.9.28	生ごみを活用した土壌改良材、漁業系残さを活用した魚餌飼料、廃食用油をBDF化等
長崎県 対馬市	H19.3.29	製材残材、林地残材をチップ化、ペレット化し、熱エネルギー及び発電への利用、また、廃食用油のBDF化や生ごみ、汚泥等からのたい肥化等
宮崎県 都農町	H19.3.29	食品残さの農業資材化、家畜排せつ物を可及的速やかに農地へ還元するため土ごと発酵を推進、また、製材残材、林地残材のペレット化、廃食用油のBDF化等
鹿児島県 いちき串木野市	H19.3.29	農畜産業や林業・製材業及び酒造会社から排出されるバイオマス資源をたい肥や飼料及びエネルギーなどに変換
鹿児島県 志布志市	H19.3.29	家畜排せつ物、浄化槽汚泥などを電気、熱、たい肥原料に変換、また、林地残材、焼酎廃液、竹などから木質繊維、家畜飼料原料及びバイオエタノールなどへの変換
福岡県 立花町	H19.4.26	生ごみや汚泥、農業系残さ、家畜排せつ物などをたい肥化し農地還元、建設廃材、製材廃材のチップ化、また、筍加工残さ竹材のたい肥化、チップ化
鹿児島県 曾於市	H19.4.26	家畜排せつ物、生ごみ、食品廃棄物のたい肥化、焼酎かすの飼料化及び施設熱源利用、また、製材残材等の家畜敷料及びチップ化
熊本県 南阿蘇村 (旧白水村 構想の見直し)	H19.9.27	間伐材や製材端材等のペレット・チップ化、家畜排せつ物等をガス化して発電、売電や地域内の施設の熱源利用、また、草本系バイオマスのエネルギー変換を検討
熊本県 あさぎり町	H20.3.31	製材残材・林地残材等をチップ化・ペレット化、ボイラー及び発電へ利用し、公共施設や施設園芸等へのエネルギー利用、また、家畜排せつ物・食品廃棄物・汚泥等からの肥料生産による農業への利活用
熊本県 天草市	H20.3.31	公用車や農業機械、船舶等へのBDF利用と菜の花プロジェクトの推進、生ゴミ・し尿・浄化槽汚泥等のメタン発酵によるエネルギーの施設内利用、また、木質・草本系の堆肥化、食品加工残さの飼料化等を検討
大分県 宇佐市	H20.3.31	生ごみ、家畜排せつ物、焼酎粕等をメタン発酵により熱、電気等に変換しエネルギー利用のほか、余剰汚泥等は肥料化し農地還元、また、廃食用油をBDFに変換し公用車等に使用

2 バイオ燃料の生産・利用の取組

近年、地球温暖化防止や原油価格の高騰等を背景に、自動車の燃料等、輸送用に用いられるバイオ燃料が注目されている。我が国では、19年2月に国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表が作成され、政府全体でバイオ燃料

の生産と利用拡大に向けた取組が開始されている。

(バイオ燃料地域利用モデル実証事業)

国産バイオ燃料の利用促進を図るため、我が国における国産バイオ燃料の実用化の可能性を示すことを目的とし、原料の調達から燃料の供給まで地域の関係者が一体となった取組を支援する農林水産省のバイオ燃料地域利用モデル実証事業（バイオエタノール混合ガソリン事業・バイオディーゼル燃料事業）が全国8か所で開始されている。このうち九州では、福岡県内の2社がバイオディーゼル燃料事業に取り組んでいる。

福岡県久留米市の株式会社フチガミでは、すかいらーくグループ各店、食品工場、外食店から廃食用油を回収し、年間600k1のBDFを製造し、運送業の株式会社ジャパンカーゴと建造物解体業の株式会社星山商店、産業廃棄物処理業の栄和産業株式会社の3社に配送し、B100^{*1}として250k1を利用するほか、300k1を自家消費に充てる計画である。また、B5^{*2}の1,000k1の一般販売を行う予定である。



(株)フチガミのBDF供給施設

福岡県新宮町の西田商運株式会社では、持ち帰り弁当チェーン経営のプレナスグループ各店と産業廃棄物処理業の小寺油脂株式会社から廃食用油を回収し、BDFを製造する計画である。19年の廃食用油の回収計画755k1から、順次回収量を増やし、事業最終年度の23年には、2,280k1の廃食用油から2,000k1のBDFを製造する。製造されたBDFは、西田商運株式会社と運送業のフレートライナーサービス有限会社、株式会社プレナス関連の配送業者が輸送用燃料として利用する予定である。



西田商運(株)のBDFプラント

※1, 2 軽油代替として利用されるバイオディーゼル燃料の表記方法。数字は軽油に対するBDFの混合割合、B100の場合は100%、B5の場合は5%がBDFの量。